

基本計画

第1章

協働の力で 笑顔が輝くまち（自治・協働）

1 協働のまちづくり	76
2 人権尊重のまちづくり	80
3 男女共同参画のまちづくり	82
4 効果的・効率的な行政運営	84

第1章 協働の力で 笑顔が輝くまち（自治・協働）

1 協働のまちづくり

現状と課題

過疎化や少子高齢化の進行をはじめ、産業の低迷、※コミュニティ機能の低下、社会の成熟化など、中山間地域をとりまく環境は大きく、厳しく変動しており、これまでの仕組みや手法のみでは、地域社会の維持や多様化・高度化する市民ニーズへの対応が難しくなっています。

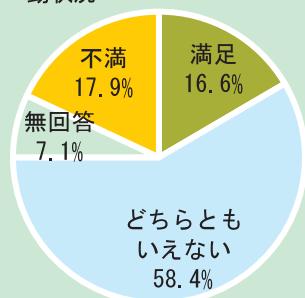
こうした中、市民と行政による「協働のまちづくり」が提唱され、従来の「公共・公益的なことはすべて行政が担う」という発想から、市民や自治振興区、※NPO・ボランティア、企業など、個人・団体が有する多様な“市民のちから”を活かし、行政とともに地域を支えることが求められており、そのための仕組みづくりと共通意識の醸成が必要となっています。

本市においては、合併を契機として、すべての地域を対象に88の自治振興区が組織され、諸活動が実践されています。しかし、歴史や規模、市民理解などの面で違いがあり、引き続き、地域づくり・住民自治の主体として機能するよう、拠点施設の整備支援、体制の確立と維持に努める必要があります。

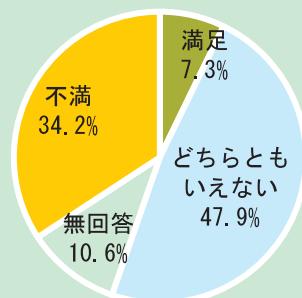
さらに、協働のまちづくりを進めるためには、市民と行政が情報を共有し、同じ目線に立って考え方行動することが前提となります。一部を除き、情報提供の基準や手が定められておらず、また、庄原地域においては各戸への放送施設が未整備のため、緊急時の告知やリアルタイムでの対応面で地域差を生じていることから、広報紙・ホームページ・市政懇談会などの既存施策の充実に加え、新たな情報共有手法の検討が課題となっています。

市民の満足度アンケート

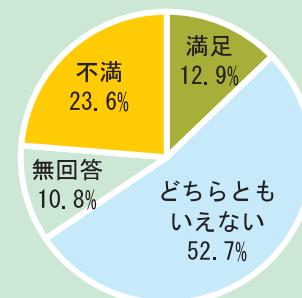
■自治振興区の活動体制や活動状況



■地域リーダー・人材の育成



■情報公開の状況



※ コミュニティとは、社会において、共通の目標や役割、帰属意識を持ち、集まる地域や団体のこと。

※ NPOとは、Non Profit Organization の略で、自発的に社会貢献活動を行う、営利を目的としない民間団体のこと。

次の施策に取り組みます

1 市民の自治活動を推進します



そのために

(1) 自治振興区の育成

地域づくりに関する行政の役割を明確に示すとともに、自治振興区の運営・活動を支援し、組織機能の向上と活動内容の充実に努めます。

また、自治振興区の適正規模や再編について検討し、地域内の協議や自主的な取り組みを支援・促進します。

(2) 自治振興区活動への支援

自治振興区が主体的に取り組む地域課題の解決や地域づくり事業に対して適切な助言・支援を行い、地域の自立経営を推進します。

(3) 活動拠点の整備と充実

地域活動の拠点整備を支援するとともに、地域の実情に応じて公民館を自治振興センターに移行し、地域づくりと生涯学習の活動資源を一体的・効果的に活用することで、自治振興区の機能強化に努めます。

(4) サポートセンターの充実

各支所に設置している支援機能の充実を図り、情報の収集・提供をはじめ、運営・活動等の相談窓口として自立経営をサポートします。

(5) 研修機会の提供

地域課題の解決や人材育成に向け、各種研修会への参加支援や地域づくり講座の開設など、研修機会の確保・提供に努めます。

■ 地域の状況

単位：人、世帯、km²

	庄原地域	西城地域	東城地域	口和地域	高野地域	比和地域	総領地域	合計
自治振興区数	8	18	29	9	11	6	7	88
人口(人)	20,738	4,505	9,700	2,458	2,176	1,814	1,758	43,149
世帯数(世帯)	7,790	1,599	3,633	806	701	625	637	15,791
面積(km ²)	243.6	226.9	304.9	110.1	159.2	131.3	70.6	1246.6

資料：人口・世帯数 国勢調査、面積 国土地理院 市区町村別面積調べ

2 “市民のちから”を活かします



そのために

(1) まちづくり基本条例（仮称）の制定

「協働のまちづくり」を推進するため、その基本理念や“市民のちから”を活かす仕組み、さらには市民・議会・行政の責任と役割などを示す指針として「まちづくり基本条例」を制定し、協働意識の醸成を図ります。

(2) 市民活動への支援

まちづくり団体、N P O・ボランティアなど、多様な担い手による公益的なまちづくり事業を支援し、市民の主体的な活動参画を促進します。

(3) 公共サービスにおける協働の具現化

各種施策の趣旨及び効果・効率等に応じ、市民の力を公共サービスに活かすことを前提として、行政がすべきこと、市民ができること、行政と市民が力を合わせて行うことなど、お互いの役割を示し、実行することで、協働の具現化を推進します。

3 情報の共有に努めます



そのために

(1) 情報公開の推進

市民の「知る権利」を保障し、行政運営や市民活動への理解を促進するため、情報の公開請求へ適切に対応するとともに、積極的に提供すべき情報の基準や手法を定め、情報公開を推進します。

(2) 個人情報の保護

市が保有する個人情報の開示及び訂正等の請求に対応するとともに、その適正な取扱いに努めます。

(3) 広報・ホームページの充実

身近な情報提供の手法である広報紙・ホームページに関し、内容の充実と正しい情報のすみやかな発信に取り組みます。

(4) 通信機器による情報提供

既存の※オフトーク通信・防災行政無線による各戸放送の充実を図るとともに、全市域を対象とした情報伝達手段を検討します。

(5) 多様な広聴機会の設定

市民の市政参画を促進するため、意見やニーズ等の把握に関し、※パブリックコメントをはじめ、多様な広聴機会や手法の設定に取り組みます。

4

関係機関・団体との連携に努めます



そのために

(1) 協力・協働関係の維持と充実

行政と自治振興区、N P O ・ボランティア、企業などの団体は、対等なパートナーであることを改めて認識し、共通課題の解決に当たり、企画立案から実施・評価までのプロセスを共有できる仕組みづくりを進めます。

目標指標

指標項目	単位	現状 (H17)	目標 (H27)	備考
地域振興計画の策定率	%	69.3	100.0	計画を策定した自治振興区／自治振興区総数 目標はH25
出前トーク実施回数・参加人数	回 人	30 592	100 2,000	現状値の300%増
自治振興区の活動体制や活動状況に対する満足度	%	16.6	40.0	アンケート調査で「大変満足」「満足」と回答した市民の割合
地域リーダー・人材の育成に対する満足度	%	7.3	30.0	アンケート調査で「大変満足」「満足」と回答した市民の割合
情報公開に対する満足度	%	12.9	30.0	アンケート調査で「大変満足」「満足」と回答した市民の割合

協働の取り組み

- 自治振興区による住民自治活動
- 市政に対する意見や提言、情報の提供
- まちづくり基本条例(仮称)の制定への参画

※ オフトーク通信とは、N T T回線を利用する地域の情報伝達システムのこと。
※ パブリックコメントとは、行政機関が作成した政策案を広く公表し、市民から寄せられた意見・提案を考慮して、最終的な意思決定を行う仕組みのこと。

第1章 協働の力で 笑顔が輝くまち（自治・協働）

2 人権尊重のまちづくり

現状と課題

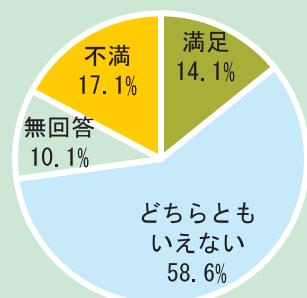
基本的人権は、日本国憲法において「侵すことができない永久の権利」として保障されていますが、歴史的、社会的な背景のもとで、高齢者、障害者、女性、子ども、外国人、特定疾病患者や同和問題など、さまざまな差別や人権に関わる問題が依然として存在しています。

こうした中で、あらゆる偏見や差別を撤廃し、誰もがそれぞれの個性や能力を活かして、自己実現ができる社会を構築しなければなりません。

本市においても、人権啓発セミナーや市民の交流活動によって、人権侵害のないまちづくりに取り組んでいますが、人権問題は、社会環境の変化に伴って新たな形で発生する危険性があるため、人権尊重の意識を高めるとともに、事案に応じた適切な対応が求められています。

市民の満足度アンケート

■人権尊重のまちづくり



次の施策に取り組みます

1 計画的な施策推進に努めます



そのために

(1) 人権教育及び人権啓発に関する計画（仮称）の策定

国・県の方針を踏まえて人権教育及び人権啓発に関する計画を策定し、総合的・計画的な関係施策の推進に努めます。

2 人権尊重の意識を醸成します



そのために

(1) 人権啓発事業の推進

講演会やシンポジウム、人権尊重に関する情報発信によって正しい理解と認識を醸成し、人権尊重の意識高揚と自己実現の環境づくりに努めます。

(2) 相談及び対応体制の充実

市民の悩みや不安に対し、相談しやすい環境づくりに努めるほか、適切に対応できる体制づくりを進めます。

3 関係機関・団体との連携に努めます



そのために

(1) 協力・協働関係の維持と充実

人権擁護委員や法務局、市民団体等との連携を図り、人権問題への対応や啓発・相談事業の充実に努めます。

目標指標

指標項目	単位	現状 (H17)	目標 (H27)	備考
人権啓発事業（講演会等）への市民参加率（年間）	%	62.9	75.0	参加者数／目標参加者数 現状値の20%増
人権尊重のまちづくりに対する満足度	%	14.1	30.0	アンケート調査で「大変満足」「満足」と回答した市民の割合

協働の取り組み

- 人権尊重に関する啓発活動への参加と協力

第1章 協働の力で 笑顔が輝くまち（自治・協働）

3 男女共同参画のまちづくり

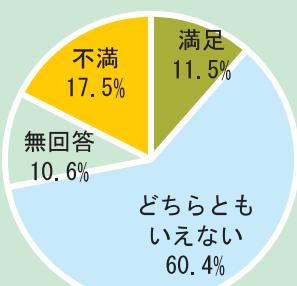
現状と課題

国は、男性も女性も、互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別を問わず個性と能力を発揮することができる社会を構築するため、平成11(1999)年に「男女共同参画社会基本法」や「改正男女雇用機会均等法」などの法的整備を行い、男女共同参画を推進しています。

本市においても、講演会や人材育成、意識調査や地域活動の支援など、男女共同参画社会の実現に向けた事業・施策を実施していますが、日常生活や社会環境、意識など、さまざまな場面において女性の活躍機会が損なわれている事案もあり、家庭・地域・職場など、あらゆる分野において、自覚と責任に基づく男女共同参画の取り組みが求められています。

市民の満足度アンケート

■男女共同参画社会の形成



次の施策に取り組みます

1 計画的な施策推進に努めます



そのため

(1) 男女共同参画プラン（仮称）の策定

男女共同参画プランを策定し、意識醸成や体制づくりをはじめ、総合的・計画的な関係施策の推進に努めます。

2 男女共同参画の機会を拡充します



そのために

(1) 女性の社会参画機会の拡充

家庭等で生じる問題解決に向けた相談体制を充実させるほか、性別によって活動が制限されることがないよう、行政・地域・職場など、あらゆる分野において女性の参画機会を促進します。

(2) 男女共同参画意識の醸成

講演会やシンポジウムなどの学習機会や啓発事業を推進し、性別による固定的な概念や習慣の解消をはじめ、男性や女性の意識改革、男女共同参画社会の実現に向けた気運の醸成に努めます。

3 関係機関・団体との連携に努めます



そのために

(1) 協力・協働関係の維持と充実

国・県、市民団体をはじめ、関係機関・団体との連携・協力により、市民・行政が一体となった男女共同参画社会の推進体制を構築します。

目標指標

指標項目	単位	現状 (H17)	目標 (H27)	備考
男女共同参画啓発事業(講演会等)への市民参加率	%	64.5	77.0	参加者数／目標参加者数（年間） 現状値の20%増
男女の地位が平等だと思う市民の割合	%	14.7	30.0	男女共同参画に関するアンケート調査
男女の役割分担に固定的な観念を持っていない市民の割合	%	39.2	60.0	男女共同参画に関するアンケート調査
男女共同参画社会の形成に対する満足度	%	11.5	30.0	アンケート調査で「大変満足」「満足」と回答した市民の割合

協働の取り組み

- 男女共同参画に関する啓発活動への参加と協力

第1章 協働の力で 笑顔が輝くまち（自治・協働）

4 効果的・効率的な行政運営

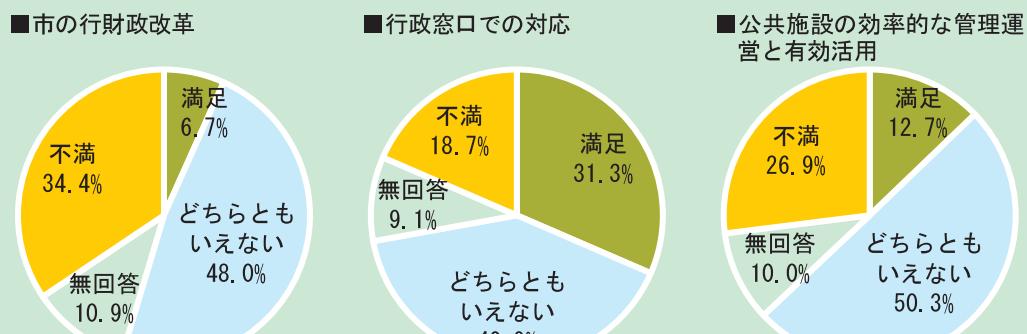
現状と課題

本市は、平成17(2005)年3月に市町村合併を実現し、行政組織・自治体運営の再構築を図ったところですが、構造改革の名のもとに断行された三位一体改革は、自主財源に乏しい中山間地域に直接かつ極めて深刻な影響を及ぼし、財政力の低下・硬直化の進行など、自治体の存続さえも脅かす「危機的な財政状況」を招いています。

こうした中で、本市の持続的発展と「最少の経費で最大の効果を挙げる」ことを基本とした効果的・効率的な行政運営を推進するためには、行政と市民が「協働と補完」を認識するとともに「変わる」「変える」という「変革意識」を醸成し、市民満足と経営感覚、評価の視点をもって「行財政の経営改革」という終わりなき課題に取り組まなければなりません。

また、行政機能の充実に向けては、拠点機能を有する本庁の整備や支所の多面的活用、人的資源の資質向上などが要請されています。

市民の満足度アンケート



次の施策に取り組みます

1 行政機能を充実します



そのために

(1) 本庁舎の整備

分散している本庁機能の統合や窓口・相談サービスの充実を図るとともに、一体感醸成のシンボル的役割、災害発生時の対応等を含む本市の中核・拠点施設として、現在地に市役所本庁舎を整備します。

(2) 本庁・支所の連携

行政情報システムや「*e-しょうばらネット（地域イントラ）」による情報の伝達と共有、定例的な庁内連絡会議などにより、相互の連携と役割分担を図る中で、効率的な行政サービスの提供に努めます。また、空間に余裕がある支所庁舎の多面的活用を検討します。

(3) 電子自治体の構築

行政情報システムの充実による均一・正確・迅速な行政サービスの推進など、電子自治体の構築に努めます。

(4) 行政サービス体制の整備

専門職員の知識・技術等を有効活用し、今日的課題や住民ニーズに即応できる行政体制を構築します。

(5) 広島県からの事務・権限の移譲

県が所管する事務の計画的な移譲を進め、住民に身近な行政事務を市が担うことでの、住民サービスの向上に努めます。

2 沿革を推進します



そのために

(1) 行政経営改革の推進

行政運営に「顧客志向」、「成果志向」、「マネジメント発想」という民間の経営管理手法を導入し、市民満足度の向上に向けた行政経営改革を推進します。

(2) 行政評価システムの構築

行政資源の効果的・効率的な活用を図るため、事務事業のマネジメントサイクル「Plan(計画)→Do(実行)→Check(評価)→Action(改善・改革)」を確立し、市民の声も踏まえた評価結果を計画立案や事業の見直し、予算編成等に反映させるシステムを構築します。

(3) 効率的な行政基盤の整備

社会環境の変化や新たな行政課題、多様な住民ニーズに対応するため、合併効果や意思決定の迅速化、さらには支所機能の維持も考慮する中で、課・係の統合を含めた機能的・効率的な組織再編に取り組みます。

* e-しょうばらネット（地域イントラ）とは、地域内の役所・公民館・教育施設・病院などの公共施設を結ぶ超高速通信ネットワークのこと。

4 効果的・効率的な行政運営

(4) 行政機能体の整備と活用

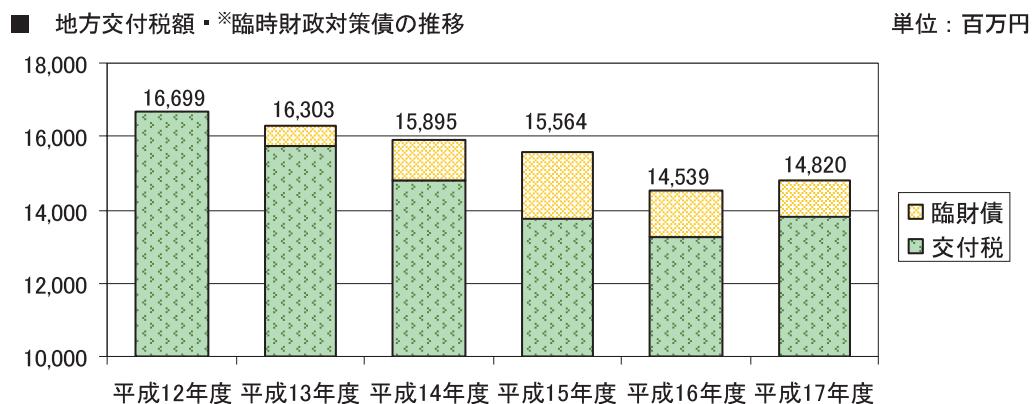
庄原市総合サービスや庄原市農林振興公社など、市の全額出資による株式会社を活用し、公的施設の管理や給食調理、農作業や農林産物の販売をはじめ、行政運営・農林業振興に関する多様な業務の効果的・機動的な推進に努めます。

(5) 持続可能な財政運営

全職員・市民が経常収支比率95.0%（平成17年度）という危機的な財政状況を再認識する中で、「持続可能な財政運営プラン」の策定による歳入確保と歳出削減、「公債費負担適正化計画」の策定による地方債の発行抑制、有利な起債の選択や※繰上償還など、安定的かつ持続可能な財政運営に向けた取り組みを実践します。

(6) 財源の適正な確保

市税等の課税客体を的確に把握し、収納率の向上に努めるとともに、適正な受益者負担、公平性確保の視点で使用料、手数料などの見直しに取り組みます。



資料：市町村普通会計決算カード

- ※ 繰上償還とは、借り入れた資金の全部又は一部を、所定期限より前に償還すること。
※ 臨時財政対策債（臨財債）とは、国の地方交付税の財源不足に対応するため特例として認められている地方債のこと。償還額は全額、交付税措置される。

3 計画行政を推進します



そのために

(1) 計画策定と進行管理

各分野の施策を効果的、効率的に展開するため、長期総合計画を基本として個別計画を策定し、適正な進行管理を行うとともに、状況に応じた見直しに努めます。

(2) 基本方針等の明確化と情報提供

各種施策に関する基本方針や目標・目的を明らかにするとともに、各種計画・方針等の情報を積極的に公開・提供し、市民理解を促進します。

4 職員の意識改革と人材育成に努めます



そのために

(1) 人材育成基本方針（仮称）の策定

人材育成の総合計画として「人材育成基本方針」を策定し、研修や研究、自己啓発を促進する中で、政策形成・法務・創造力をはじめ、専門的な知識・技能の能力開発を図り、プロ意識を持った行政職員を養成します。

(2) 人事評価制度の導入

職員個々の能力や適性が最大限に發揮できる環境を整備するため、能力・実績を重視した人事評価制度を導入します。

また、評価結果に基づく人事配置や給与処遇への活用を検討し、職員の意識改革や意欲喚起に努めます。

5 関係機関・団体との連携に努めます



そのために

(1) 協力・協働関係の維持と充実

国・県等との連携に留意するとともに、共通課題を抱える県内外の市町等で構成する協議会へ参画し、情報収集、課題対応、要望活動などを通じて、広域的な視点での地域活性化を推進します。

4 効果的・効率的な行政運営

目標指標

指標項目	単位	現状 (H17)	目標 (H27)	備考
市役所本庁舎の整備	年度	—	H20	
市税の収納率(現年分) (市民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税、鉱産税、入湯税の合計)	%	97.5	98.0 以上 (H18 以降)	収納額／調定額
経常収支比率	%	95.0	85.0	経常的な支出額／経常的な収入額 現状値を10ポイント改善
財政力指数	—	0.272	0.300	基準となる収入額／基準となる支出額 現状値を10%改善
総職員数(西城市民病院の技師職 63 人[平成 17 年 4 月 1 日現在]を除く。)	%	667	598 以下 (H22)	定員適正化計画
事務・権限の移譲件数	件数	12	115 (H21)	事務移譲具体化プログラム

協働の取り組み

- 「協働と補完」の意識共有
- 行政経営改革への理解と協力
- 納税への理解と協力



庄原市役所（本庁舎）

基本計画

第2章

さとやま資源の活用で 地域が輝くまち（産業・交流）

1 農林水産業の振興	90
2 商工業の活性化	94
3 観光産業の推進	97
4 新たな地域産業の創出	100

第2章 さとやま資源の活用で 地域が輝くまち（産業・交流）

1 農林水産業の振興

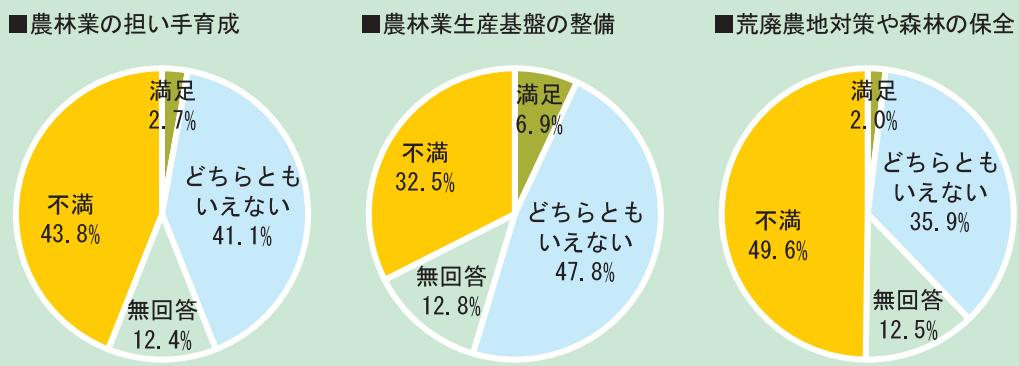
現状と課題

農林業は、本市の基幹産業に位置付けられ、ほ場整備に併せて設立された集落営農組織や水稻・畜産・園芸を中心とする大規模な担い手農家、さらには多くの兼業農家により支えられています。

しかし、小規模農家が大半を占め、高齢化や担い手の不足、農産物価格の低迷や販売ルートの不足など、多くの課題に直面しています。

さとやま文化都市を実現するためには、地域産業を新たな視点で見直すとともに、豊かな資源を活かす中で、農林業を継続的かつ安定的な収入が得られる産業に再生・復活させることが求められています。

市民の満足度アンケート



次の施策に取り組みます

1 農業を振興します



そのために

(1) 生産基盤の整備

ほ場整備、ため池・水路の改修、農道改良をはじめ、園芸施設の整備支援、農地の流動化促進など、生産・経営基盤の整備促進に努めます。

(2) 担い手の確保・育成

農用地の有効利用と流動化促進等により、*認定農業者や営農集団組織、法人、一般企業など、多様な担い手の確保及び組織強化を推進します。

* 認定農業者とは、自ら作成した農業経営改善計画が、市町村に認定された農業者のこと。認定により、低利率の資金利用や税制特例などの支援が受けられる。

(3) 地域産物のブランド化

消費者ニーズや市場原理に対応できる安全で安心、品良い・味良い優良な農畜産物の生産振興に努めるとともに、自然風土や土づくり、栽培・飼育の技術など、本市固有の生産条件や過程を特化することで、地域産物のブランド化を推進します。

(4) 販売システムの確立

農畜産物市場の確保・拡大と流通機能の強化を図るため、農林振興公社等の効果的活用や産品を集め・売るシステムを検討するとともに、JA庄原等での系統販売、青空市場・※アンテナショップでの直接販売を促進します。

(5) 優良な肉用牛の生産

「比婆牛」として、地域肉用牛のブランド化と生産振興を図るため、共同飼育などの飼養基盤と体制を整備するとともに、優良牛の増頭及び優秀牛への改良を促進します。

(6) 酪農・養鶏・養豚の振興

県内一の生産量を誇る生乳や鶏卵など、その強みを活かした事業展開に向け、消費拡大やブランド化、加工品を含めた特産化に取り組みます。

(7) ※耕畜連携の推進

堆肥の地域内還元を奨励することで、耕畜連携による地力増進や土づくりの差別化、資源循環型農業の確立を促進します。

(8) ※地産地消の推進

食育を推進するとともに、産地直販組織の連携や関係施設の充実を図り、地域内消費の拡大と農産物の安定供給に努めます。

(9) 新たな産業への展開

農畜産物を原材料とする特産品開発や農業※コミュニティビジネスの創出に取り組みます。

(10) 有害鳥獣による被害の防止

駆除・防除の両面から、有害鳥獣による農地・農作物の被害防止に努めます。

- ※ アンテナショップとは、地方自治体が、地域の特産品の販売や情報発信を行う店舗のこと。
- ※ 耕畜連携とは、耕種農家が畜産農家に稻わらや飼料イネ等の粗飼料を提供し、畜産農家が堆肥を供給する等の連携によって、両者がメリットを感じることのできるシステムのこと。
- ※ 地産地消とは、地域で生産されたものを、その地域で消費すること。また、その活動を通じて、農業者と消費者を結びつける取り組みのこと。
- ※ コミュニティビジネスとは、地域の人々が、地域資源を活用して行う小規模ビジネスで、利益の追求に加え、地域課題の解決をめざす活動のこと。

2 林業を振興します



そのために

(1) 生産基盤の整備

林道整備や作業路の開設、森林の団地化など、生産基盤の整備を進め、間伐施業等の効率化による低コスト林業を推進します。

(2) 育林の推進

森林の持つ公益的機能の保全に努めながら、保育・間伐等による人工林の整備や病害虫防除・被害対策事業を実施します。

(3) 森林資源の活用

豊富な森林資源・木質バイオマスに関し、建築資材やペレット、薪炭、バーカ堆肥原料など、有効な利活用と販売システム、さらには林業コミュニティビジネスを検討・推進します。

また、地域の地形や気象に応じて产出される山菜・きのこ・しいたけなど、個性的な產品の掘り起こしと特産化、市場開拓に取り組みます。

(4) 生産・流通体制の強化

市域内の森林状況を調査・把握するとともに、木材乾燥施設の整備や供給システムの確立によって、地域木材の需要拡大に努めます。

3 内水面漁業を振興します



そのために

(1) 遊漁施策の推進

市民や観光客を対象とした遊漁施策として、淡水魚放流やヤナ漁の振興、水辺の環境整備に取り組みます。

(2) 淡水魚の特産化推進

鮎・ヤマメ・鯉をはじめ、淡水魚の特産化を推進し、個性的な地域資源として、その活用に努めます。

4 関係機関・団体との連携に努めます



そのために

(1) 協力・協働関係の維持と充実

J A、森林組合、漁業組合等との連携を強化するとともに、農業振興対策協議会をはじめとする協議組織への参画を促進し、協議・連携を基本として関係施策を展開します。

目標指標

指標項目	単位	現状 (H17)	目標 (H27)	備考
新規就農者数(毎年)	人	10	10	現状値の維持
農家 1 戸当たりの生産農業所得額(年間)	千円	754 (H16)	830	生産農業所得額／総農家数 現状値の 10%増
農業産出額(年間)	千円	14,730,000 (H16)	16,200,000	現状値の 10%増
林業産出額(年間)	千円	1,387,000 (H15)	1,500,000	現状値の 10%増
畜産産出額(年間)	千円	8,960,000 (H16)	9,800,000	現状値の 10%増
認定農業者・※集落法人等が管理する農用地の面積割合	%	30.0	40.0	現状値の 10 ポイント増
農林業生産基盤の整備に対する満足度	%	6.9	30.0	アンケート調査で「大変満足」「満足」と回答した市民の割合

協働の取り組み

- 集落営農組織づくりへの理解と協力
- ※グリーンツーリズムへの理解と協力
- 都市農村交流事業への参画
- 耕作放棄地などの利活用

- ※ (ここでいう) 集落法人等とは、集落を1つの経営体とし、集落の農地を効率的かつ安定的に農業経営する法人に加えて、大規模農家、地域農業集団（営農組織）をいう。
- ※ グリーンツーリズムとは、農山村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のこと。近年は、市民農園、田植え・稻刈り等の体験から、体験学習、産直活動、農産物販売やイベントまで、都市と農村の交流を広く意味することが多くなっている。

第2章 さとやま資源の活用で 地域が輝くまち（産業・交流）

2 商工業の活性化

現状と課題

日本経済が回復基調を強める昨今にあっても、本市の商工業を取り巻く環境は、依然として厳しく、事業所数、従業者数、商品販売額・製造品出荷額のいずれも減少傾向が続いている。

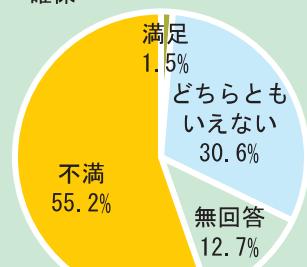
商業に関しては、消費の低迷と購買需要の市外流出、郊外大型店の進出や後継者不在など、市民ニーズ・外部環境の変化に伴う市街地商店街の衰退、空店舗の増加が顕著となっています。

こうした中、市民グループによる「市」の復活や街中ギャラリーなど、商店街活性化の取り組みが展開され、一定の成果も挙げていることから、市民と行政の知恵と力を結集し、市街地の「賑わい」と地域商業の再生促進が求められています。

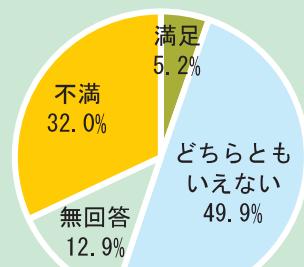
本市の第2次産業は、機械器具やセメント、電子部品などの製造業と鉱業、建設業によって支えられていますが、多くの事業所が小規模経営であり、雇用拡大への展開も薄い状況にあります。

市民の満足度アンケート

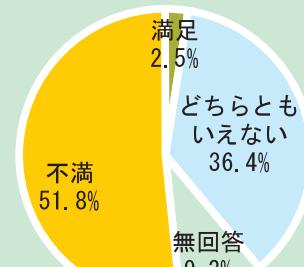
■企業誘致等による就業先の確保



■市役所周辺の商業施設



■空店舗や空家の活用



本通り・九日市



庄原工業団地

次の施策に取り組みます

1 商業を振興します



そのために

(1) 地域市街地の賑わい再生

各地域の街並み・商店が有する魅力の向上と活用、商品や店舗の個性化の助長、さらには市民グループによるまちづくり活動への支援などによって地域商店街の観光資源化を促進し、交流人口の誘導を中心とした「賑わい再生」に取り組みます。

(2) 商業集積地域の形成

中心市街地（庄原地域）の西部・南部に展開する地域を対象として、民間事業者による集客・商業施設の集積を促進し、利便性の高い商業ゾーンの形成に努めます。

(3) 安定経営への支援

中小企業者の安定経営と育成を図るため、資金融資等に取り組みます。

2 鉱工業を振興します



そのために

(1) 企業誘致の推進

中国地方の中央部に位置する立地条件や高速道アクセスが可能な交通環境、安価な分譲価格や独自の助成制度など、市営工業団地の優位性を積極的に発信し、地域雇用の受け皿となる企業誘致に努めます。

(2) 地場産業の振興

制度・技術の情報提供や支援策の充実、若者の就職促進など、地元企業の安定経営と発展を支援する中で、地場産業の振興に取り組みます。

2 商工業の活性化

3 関係機関・団体との連携に努めます



そのために

(1) 協力・協働関係の維持と充実

商工会議所や商工会、企業、市民団体等との連携を図り、関係機関・団体が一体となった商工業の振興体制を構築します。

目標指標

指標項目	単位	現状 (H17)	目標 (H27)	備考
空店舗活用事業の採択件数 (毎年)	件	2	2	現状値の維持
庄原市営工業団地の分譲率	%	44.4	100.0	分譲済み面積／全分譲面積
商品販売額(年間)	千円	49,217,540 (H16)	54,100,000	現状値の10%増
製造品出荷額(年間)	千円	46,398,810	51,000,000	現状値の10%増
商業従業者数(雇用主含む)	人	3,497 (H16)	3,800	現状値の10%増
工業従業者数(雇用主含む)	人	2,650	2,900	現状値の10%増
地元企業の育成や企業誘致による就業先の確保に対する満足度	%	1.5	30.0	アンケート調査で「大変満足」「満足」と回答した市民の割合

協働の取り組み

- 商店街の活性化活動
- 空店舗の提供と活用

第2章 さとやま資源の活用で 地域が輝くまち（産業・交流）

3 観光産業の推進

現状と課題

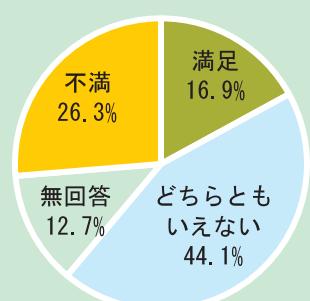
近年、自然環境などの地域資源を求める観光・交流が活発化し、都市農村交流や二地域居住、長期滞在型観光への関心が高まりを見せてています。

本市の入込み観光客数は、時代需要と豊富な観光資源を背景として、平成6(1994)年の115万人から平成17(2005)年の220万人と、約10年間で飛躍的に増加しており、国営備北丘陵公園、かんぽの郷庄原、食彩館ゆめさくらなど、新たな大規模施設がその牽引役を務めています。

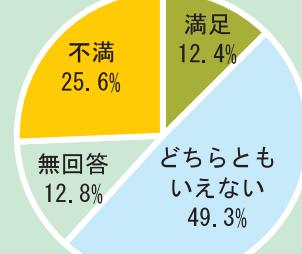
今後、灰塚ダムの完成や国営公園のエリア拡大、さらには中国横断自動車道尾道松江線の開通などによって、更なる観光交流人口の増加が見込まれており、本市の特長である美しい自然環境や里山文化に育まれた観光資源の活用・商品化を図ることで、観光交流を「儲ける・儲かる」産業に導く大きなチャンスを迎えてます。

市民の満足度アンケート

■宿泊施設や観光施設の整備



■自然環境や歴史、文化などを活かした観光振興



次の施策に取り組みます

1 観光交流を促進します



そのために

(1) 観光ネットワークの形成

国定公園や国営公園、灰塚ダムをはじめとする多様な観光資源及び地域・近隣市町のネットワークを構築するとともに、周遊ルートや日帰り・宿泊コースなどを設定し、ニーズに応じた観光客の拡大施策を展開します。

3 観光産業の推進

(2) 交流イベントの開催

各地域の観光資源や自然環境、歴史・文化を活かした多彩なイベントを展開し、都市間・地域間交流を促進します。

(3) 観光施設の整備促進

バリアフリーや外国語での案内表記をはじめ、多様な観光客の需要に留意する中で、宿泊・遊興施設の整備促進、情報提供システムなどの基盤整備に努めます。

2 産業化の体制を構築します



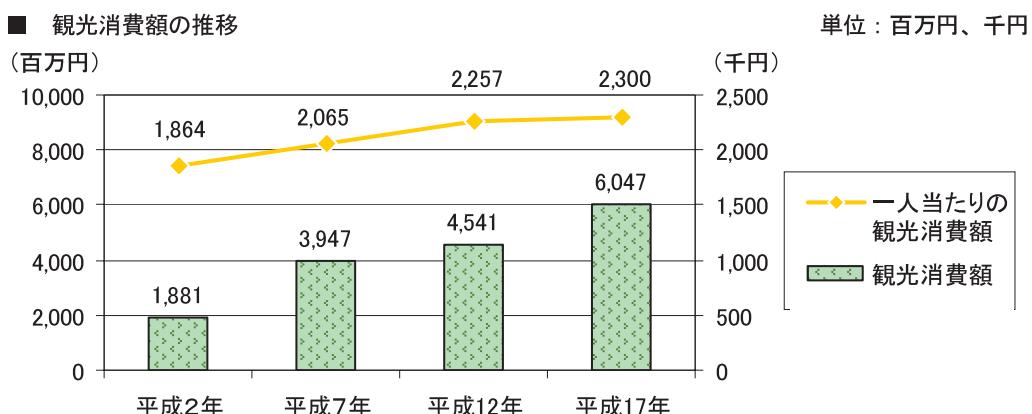
そのために

(1) 公益的な観光事業体の創設

交流人口の拡大を観光産業へと導くため、情報発信や窓口機能といった公益的な役割を担う観光マネジメント事業体の創設を促進するとともに、産業化へのシステム検討や観光コミュニティビジネスの創出に取り組みます。

(2) 観光消費額の拡大

特產品の開発や地場產品の販売促進をはじめ、地域「食」文化の継承と活用、滞在型観光の推進や観光農業施設での体験講座など、観光と農林業・商業を「儲ける・儲かる」の視点で結び、地域資源と人材を有機的に活用する中で、観光消費額の拡大に取り組みます。



3 関係機関・団体との連携に努めます



そのために

(1) 協力・協働関係の維持と充実

観光協会連合会の機能強化に努めるほか、各地域の観光協会、自治振興区等と連携し、観光産業の振興に取り組みます。

目標指標

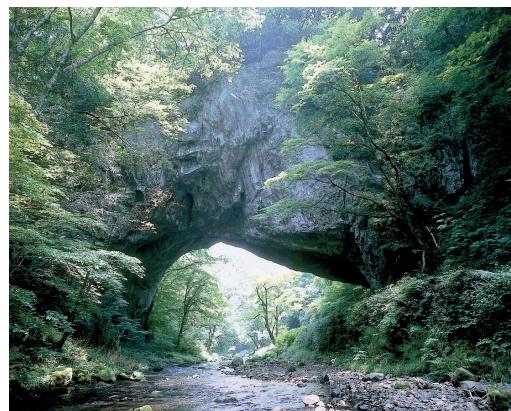
指標項目	単位	現状 (H17)	目標 (H27)	備考
入込み観光客数(年間)	万人	220	300	現状値の35%増
宿泊観光客数(年間)	万人	35	60	現状値の70%増
観光客1人当たりの観光消費額(年間)	円	2,300	5,000	現状値の120%増
優れた自然環境や歴史、文化などを活かした観光振興に対する満足度	%	12.4	30.0	アンケート調査で「大変満足」「満足」と回答した市民の割合

協働の取り組み

- 地域資源の掘り起こし
- 来訪者に対する「もてなしの心」の醸成
- 観光地・観光施設の美化活動



国営備北丘陵公園



国天然記念物 雄橋

4 新たな地域産業の創出

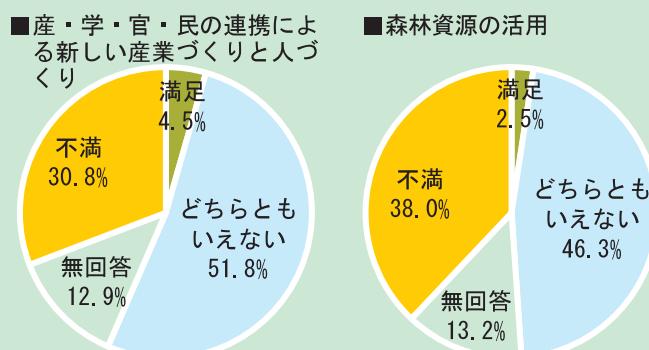
現状と課題

地方経済は、企業の海外進出や公共工事の縮減などに起因する長期の景気低迷が影響し、高度経済成長期のような全国一律の成長・活況が見込めない状況に至っています。

本市においては、基幹産業である農林業の衰退や商工業の停滞など、産業全体が後退する中で就業先や収入手段の確保が懸念され、地域資源を最大限に活用した新しい産業の創出・起業が強く要請されています。

逆に本市には、豊かな農林資源・鉱物資源をはじめ、県立広島大学や県立農業技術大学校、県立畜産技術センター、地場企業や地域などに優れた知識や経験、意欲・技術の蓄積があり、さらには、植物から抽出されるエタノールなど、国レベルでの新たな需要も生まれていることから、活用できる組織・人材・資源の調査、情報の収集と発信、状況に応じた支援や事業化検討など、確実な課題の克服と関係機関・団体等との連携強化によって、新産業の創出が現実のものとなるよう、積極的な取り組みが求められています。

市民の満足度アンケート



次の施策に取り組みます

1 新産業の創出に取り組みます



そのために

(1) 産学官民の連携強化

しょうばら産学官連携推進機構への活動支援や県立広島大学・地域連携センターの活用を図る中で、大学の知的・研究資源、企業のニーズと技術、さらには行政機能の有機的なマッチングによって、新たな地域産業の創出を促進します。

(2) ベンチャー企業との連携

ベンチャー企業の先見性や有効な市民資本、森林バイオマスなどの地域資源を活用し、「資源循環型」の産業創出に取り組みます。

2 多様な起業を支援します



そのために

(1) コミュニティビジネスの起業支援

グリーンツーリズムへの志向が高まる中で、自然環境や観光施設、農林業・農村の魅力をはじめ、地域の資源・人材を活用した多様なコミュニティビジネスの起業を支援し、地域活性化と雇用の創出を促進します。

(2) 技術・技能を有する人材の育成

新たな産業興しを推進するため、技術・技能を有する有能な人材の発掘及び確保、育成に努めます。

3 関係機関・団体との連携に努めます



そのために

(1) 協力・協働関係の維持と充実

国・県、商工会議所、商工会、しょうばら産学官連携推進機構、N P O（森のバイオマス研究会）等との連携を強化し、新しい産業の創出に積極的に取り組みます。

4 新たな地域産業の創出

目標指標

指標項目	単位	現状 (H17)	目標 (H27)	備考
国・県・市の制度活用による起業又は新規分野への参入(毎年)	件	2	2	関係制度の適用件数
研究開発助成事業の商品化率	%	0	100.0	県立広島大学研究開発助成事業(H17 5事業、H18 3事業)
産・学・官・民の連携による新しい産業づくりと人づくりに対する満足度	%	4.5	30.0	アンケート調査で「大変満足」「満足」と回答した市民の割合

協働の取り組み

- コミュニティビジネスへの理解と協力
- 産業興しの提案と実践



県立広島大学との包括的連携・協力協定

基本計画

第3章

自然との共生で 暮らしが輝くまち（環境・基盤・定住）

1 循環型社会の構築	104
2 都市環境の整備	108
3 新たな定住促進	115
4 生活の安全確保	119

第3章 自然との共生で 暮らしが輝くまち（環境・基盤・定住）

1 循環型社会の構築

現状と課題

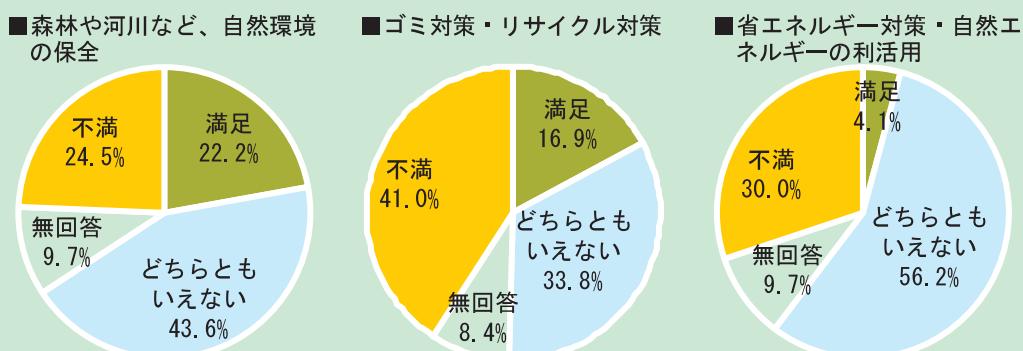
人類が便利な生活を求めて、大量生産・大量消費を繰り返してきた代償は、地球温暖化やエネルギー資源の枯渇など、今や世界規模での深刻な問題として顕在化し、早急な対応を要する結果を招いています。

市域のほとんどを山林・農地が占める本市にあっても、里山資源や※自然エネルギーを利用した資源循環型の生活は失われつつあり、また、里山や農地の荒廃、廃棄物の適正処理やリサイクルシステムの確立、市民意識の醸成など、環境の維持・保全が大きな課題となっています。

廃棄物処理については、処理・リサイクル施設の整備に加え、ごみの減量化とリサイクルについて積極的な啓発活動に取り組んだ結果、処理量は減少、リサイクル率は上昇で推移していますが、一部では、依然として分別の不徹底や山林・河川等への不法投棄などが見受けられます。

こうした中、地球環境を意識した廃棄物の適正処理と里山環境の保全、さらには地域の自然エネルギーを活用した循環型・自然共生型のふるさとづくりが求められています。

市民の満足度アンケート



※ 自然エネルギーとは、太陽光、風力、水力、地熱など自然現象から得られるエネルギーのこと。再生可能エネルギーとも呼ばれる。

次の施策に取り組みます

1 計画的な施策推進に努めます



そのために

(1) 環境基本計画（仮称）の策定

環境基本計画を策定し、豊かな森林・水資源等の保全をはじめ、総合的・計画的な関係施策の推進に努めるとともに、循環型社会の実現をめざします。

2 自然環境の保全に努めます



そのために

(1) 環境学習・意識啓発の促進

みどり豊かな自然環境の保全意識を喚起・醸成するため、環境学習や啓発事業、*ビオトープの創出などに取り組みます。

また、省エネルギー・省資源施策の一環として、商品等の購入時に、価格・品質だけでなく環境への負荷を優先する「*グリーン購入」を推奨します。

(2) 適正な土地利用への誘導

無秩序な開発を防止するとともに、住民合意に基づく計画的で地域特性に応じた土地の有効利用を誘導します。

(3) 里山環境の維持

農林地は、食糧の供給、水源の涵養のみならず、地球環境の面でも大切な資源・財産であることを再認識する中で、生活と密接に結びついた身近な農地・山林の適正な管理を助長し、荒廃防止と里山環境の維持に努めます。

3 環境衛生施策を推進します



そのために

(1) 環境衛生施設の適正管理

ごみ・し尿の安定した収集・運搬体制を整備するとともに、ごみ処理施設、リサイクル施設、し尿処理施設等の適正な維持管理に努めます。

* ビオトープとは、野生生物が生息する、まとまりのある景観地域を造成・復元すること。

* グリーン購入とは、商品やサービスを購入する際、価格や品質、利便性、デザインだけでなく、必要性を十分に考慮するとともに、環境への負荷ができるだけ小さいものを優先して購入すること。

1 循環型社会の構築

(2) ごみの減量化と資源化の推進

市民・事業者・行政が一体となった廃棄物の排出抑制（リデュース）、再利用（リユース）、再生利用（リサイクル）の3Rを推進するとともに、ごみ出しルールの徹底や過剰包装の自粛など、ごみの減量化・資源化に向けた取り組みを進めます。

(3) 不法投棄対策の強化

監視体制・啓発をはじめ、不法投棄の未然防止策を強化するとともに、関係機関とも連携する中で、適正な対応に努めます。

(4) 環境美化活動の推進

地域・学校・市民団体等との連携による環境美化活動を推進し、「美しいまちづくり」に取り組みます。

(5) 斎場の適正管理

施設の老朽化や周辺環境に留意するとともに、適正で効率的な管理・運営に努めます。

(6) 公害への適正な対応

衣食住の生活全般にわたり安全な環境を維持するため、公害対策や薬害事故などにも留意し、被害防止と適正な対応に努めます。

4 新エネルギーの利用を促進します



そのために

(1) 自然資源の活用

自然資源を活用した新エネルギーを生活や事業活動に積極的に取り込み、環境負荷の低減を図るとともに、地域特性に沿ったエネルギー地産地消社会の創造、自然との調和・共生をめざします。

(2) 新産業創出への展開

地域特性や里山資源を活かした新産業の創出・地場産業の活性化を図るため、森林バイオマスをはじめとする新エネルギーの調査・研究を推進するとともに、進捗状況に応じて、公共施設へのシステム導入や産業団地の立地、発電事業などに取り組みます。

5 関係機関・団体との連携に努めます



そのために

(1) 協力・協働関係の維持と充実

企業・地域・学校・市民団体・警察など、多くの関係機関・団体と連携し、環境保全・美化活動を含めた循環型社会の構築を推進します。

目標指標

指標項目	単位	現状 (H17)	目標 (H27)	備考
ごみ処理量(年間)	t	12,091	11,400	現状値の5%減
リサイクル率(全体)	%	36.0	41.0	資源化量／ごみ処理量 現状値の10%増
リサイクル率(東城地域以外)	%	13.1	24.0	資源化量／ごみ処理量 現状値の80%増
リサイクル率(東城地域)	%	99.0	99.0	資源化量／ごみ処理量 現状値の維持
耕作放棄地率	%	6.8	6.8	基本構想参照 現状値の維持
ゴミ対策、リサイクル対策に対する満足度	%	16.9	40.0	アンケート調査で「大変満足」「満足」と回答した市民の割合
省エネルギー対策や自然エネルギーの利活用に対する満足度	%	4.1	30.0	アンケート調査で「大変満足」「満足」と回答した市民の割合

注) リサイクル率：東城地域は、燃えるゴミを固形化燃料に再生するRDF施設での処理。

協働の取り組み

- グリーン購入への理解と協力
- 家庭ゴミの減量化と分別、リサイクルへの理解と協力
- 環境問題に関する講習会や環境美化活動への参加
- 節電・節水への理解と協力

第3章 自然との共生で 暮らしが輝くまち（環境・基盤・定住）

2 都市環境の整備

現状と課題

快適な生活空間・定住環境を創造するためには、道路や情報通信網、住宅、上下水道といった社会基盤の整備のみならず、公共交通や市街地の賑わい、美しい景観形成など、総合的な都市環境の整備が求められます。

本市には、広域的な基幹道路として国道4路線、県道45路線に加え、数多くの市道・生活道が所在しますが、未改良路線や交通安全施設等を必要とする箇所も多く、生活の安全と利便性の向上、都市・地域間の交流促進、合併後の一体感醸成に向けて、その改良整備が急がれています。

また、バス・鉄道は、通勤や通学、通院等の生活交通や都市部への公共アクセス手段として利用されていますが、過疎化の進行や自家用車の普及などによって、利用者が減少しています。

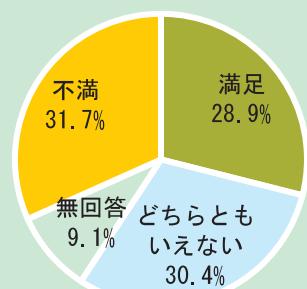
情報通信では、地域や集落、場所によって、情報提供の手法や受発信環境に格差を生じており、上下水道施設についても、広大な市域や点在する集落形態の中で同一手法での事業実施は困難なことから、水道普及率、汚水処理普及率とも、県平均に比べ低位で推移しています。

中心市街地は、商店街の衰退とともに人影が減り、空店舗が増加するなど“賑わいの喪失”が顕著となっています。

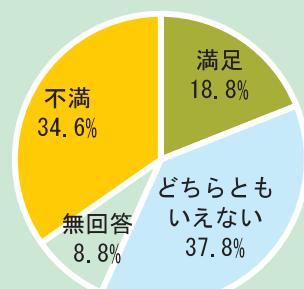
都市環境の面的整備、施設整備は、特に多額の費用を要することから、財政状況や必要性、緊急性等を熟考し、計画的な事業推進を図る必要があります。

市民の満足度アンケート

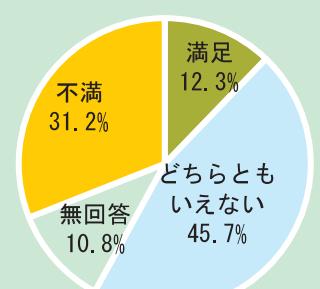
■生活道路の整備

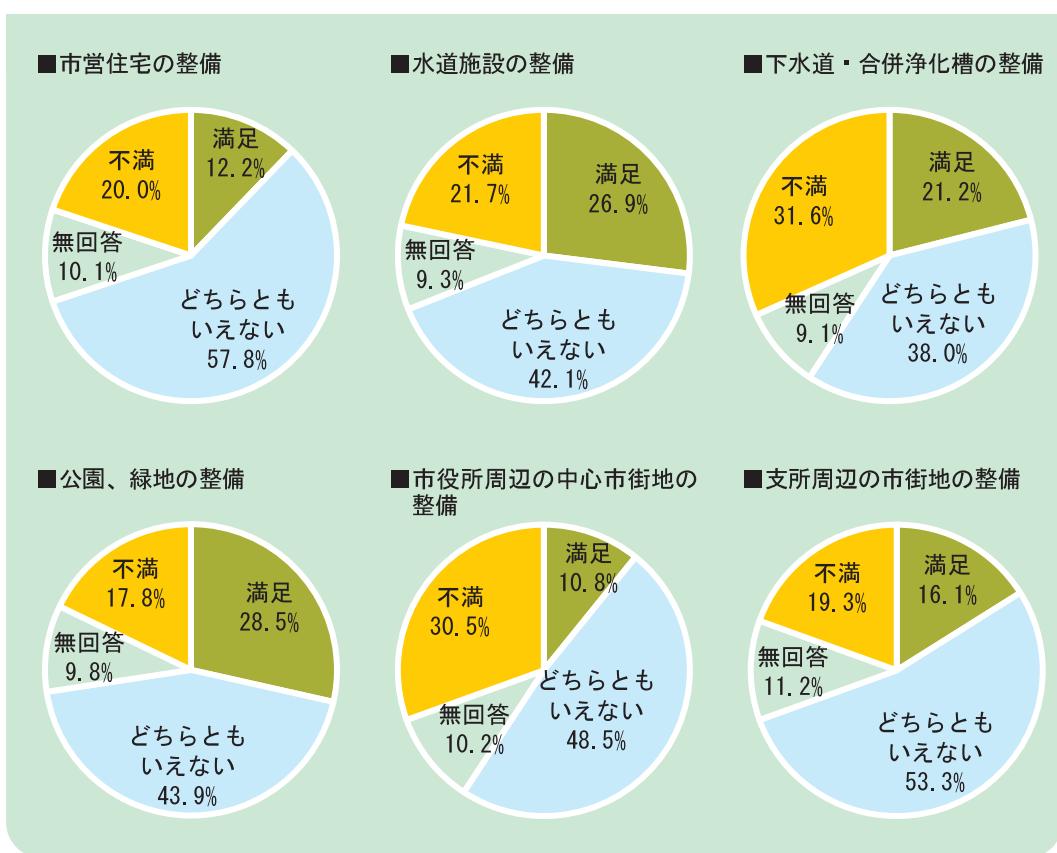


■地域生活交通の運行



■情報通信環境の整備





次の施策に取り組みます

1 道路網を整備します



そのために

(1) 高速道路網の整備促進

現在、整備が進められている中国横断自動車道尾道松江線、地域高規格道路江府三次道路は、本市と山陰・山陽、さらには四国を結ぶ高速道路であり、経済・交流、生活・文化など、多面的な地域活性化への架け橋となることが期待されています。

引き続き、早期開通に向けた協力と支援、要請活動などを展開します。

2 都市環境の整備

(2) 主要幹線道路の整備促進

地域資源の活用や市民の一体感の醸成、定住・交流環境の充実に向けて、中心市街地と各地域の拠点区域、また、隣接する拠点区域を有機的に結ぶ幹線道路の整備が求められていることから、広島県道路整備計画に基づく国県道等の道路改良を促進します。

(3) 一般国道の整備促進

安全で快適な交通環境や都市機能の充実を図るため、市内を通過する国道182号、国道183号、国道314号、国道432号について、交通安全施設やバイパス、未改良区間の解消など、状況に応じた整備促進に取り組みます。

(4) 県道の整備促進

市内を放射状に通過する主要地方道11路線、一般県道34路線について、広島県道路整備計画に基づき整備を促進します。

(5) 市道・生活道の維持・整備

日常生活の利便性と安心、安全を確保するため、地域実情や必要性、緊急性等を考慮しながら、計画的な市道・生活道の整備に取り組みます。また、市民の理解と協力が不可欠な除雪・草刈りをはじめ、道路の適正な維持・管理に努めます。

(6) 都市計画道路の整備

市街地機能の充実を図るため、計画的な都市計画道路の整備に取り組みます。

2 公共交通機能を充実します



そのために

(1) 公共交通の維持

民間路線バスやJRなど、公共交通の維持・確保に努めるとともに、各交通機関の連携を促進し、利便性の向上に取り組みます。

(2) 生活交通の効率的な運行

路線バス、市街地循環バス、地域生活バス、スクールバス、乗合タクシーなど、多様な生活交通の実態を検証し、利用の促進と適正な受益者負担を考慮する中で、効率的・経済的な運行に努めます。

(3) 生活交通ネットワークの構築

地域内完結の生活交通について、中心市街地への連絡や地域間の移動など、利便性の高い路線設定・運行形態を検討し、ネットワークを構築します。

3 情報通信環境を整備します



そのために

(1) 地域情報化計画の推進

高度情報化社会や市民ニーズの多様化に対応するため、地域の総合的・効率的な情報化を推進します。

(2) 高度情報通信網の整備と活用

市内における通信環境の格差是正と情報サービスの均一化に向けて、新たな高度情報通信網（CATV等）の整備を検討します。

また、高速インターネット、*IP電話、*音声告知放送、多チャンネル・自主放送、*ビデオオンデマンド、*遠隔教育など、高度情報通信網を活用した多様なサービスについても検討を進めます。

(3) 情報格差のはじめ

テレビ・ラジオの難視聴、インターネットの通信速度、携帯電話の不感など、地形や地域条件によって生じる通信環境の課題解決に取り組みます。

(4) 情報化学習の拡充

誰もが手軽にインターネット等が利用できるよう、情報機器の操作方法や利用・応用の学習機会を拡充します。

4 住宅施策を推進します



そのために

(1) 住宅マスタープラン（仮称）の策定

住宅マスタープランを策定し、住宅政策の総合的・長期的な基本方針を明らかにする中で、空き家対策や改修・新設をはじめ、実情や地域特性に応じた住宅の管理・整備を推進します。

- * IP電話とは、インターネット回線を利用した電話のこと。
- * 音声告知放送とは、行政から住民に対して、オフトーク通信や防災行政無線等を利用し、生活情報や防災情報を提供する音声サービスのこと。
- * ビデオオンデマンドとは、視聴者が観たい映像を配信するサービスのこと。
- * 遠隔教育とは、先生と生徒が地理的に離れている状況で、インターネットや衛星、ケーブルテレビなどのメディアを用いて学習すること。

2 都市環境の整備

(2) 市営住宅の維持・整備

低所得者や高齢者、新規住者など、市民ニーズに応じた市営住宅を計画的に整備するとともに、既存施設の適正な維持・管理に努めます。

5 上下水道を整備します



そのために

(1) 独立採算の経営推進

状況に応じた料金・使用料の見直しや効率的な施設整備など、適正な受益者負担と施設管理に留意し、独立採算を基本とした運営に努めます。

(2) 計画的な上水道の拡充

第7期及び第8期の整備計画を推進し、灰塚ダムによる5,000m³、新たなダム整備による4,150m³の水利権を確保することで、給水区域の拡張と水の安定供給に努めます。

また、耐用年数が経過した施設について、計画的な設備更新に取り組みます。

(3) 水道施設の効率的な運用

上水道と隣接する簡易水道の統合など、安定的な水の供給と効率的な施設運用に努めます。

(4) 汚水処理施設の整備

総経費の比較によって地域ごとの汚水処理方式を選択し、公共下水、農業集落排水又は合併処理浄化槽のいずれかにより、計画的・効率的な汚水処理事業を推進します。

(5) *生活貯水池（県営庄原ダム）の整備促進

慢性的な水不足の解消と明賀貯水池の老朽化への対応として、生活貯水池（県営庄原ダム）の整備を促進します。

※ 生活貯水池とは、山間部や半島部、島しょ部などの局地的な治水対策、利水対策を目的とした地域生活密着型の小規模ダムのこと。

6 景観形成を推進します



そのために

(1) 良好な景観の形成

景観法の趣旨を踏まえ、景観づくりの意識醸成や基本条例の制定をはじめ、美しい景観の形成・維持に取り組みます。

(2) 公園・緑地の整備

都市公園や広場・緑地など、市民コミュニティや交流、憩いの場として活用される施設について、計画的な整備と適正な維持・管理に努めます。

(3) 国営備北丘陵公園の整備促進

国営備北丘陵公園は、本市のみならず中国地方における観光交流の拠点施設として、平成7(1995)年の一部開園以後も継続的な拡大整備が進められており、引き続き、全面開園に向けた整備促進に取り組みます。

7 市街地の活性化を図ります



そのために

(1) 都市計画マスターPLAN（仮称）の策定

都市計画マスターPLANを策定し、都市計画区域（庄原・西城・東城）における土地利用や施設配置、整備方針などを明らかにする中で、地域特性に応じた市街地機能の充実を図ります。

(2) 市街地の整備

路地空間の活用や区画整理、道路・歩道の整備など、計画的な市街地整備を推進します。

(3) 賑わい空間の創出

市街地の活性化と賑わい空間の創出に向け、空き店舗の有効活用や「まちなかイベント」の実施など、個性と魅力ある商店街づくりを推進します。

(4) 交流人口の誘導

案内板の設置や中心市街地の魅力を発信することで、交流人口の市街地誘導を促進します。

2 都市環境の整備

8 関係機関・団体との連携に努めます



そのために

(1) 協力・協働関係の維持と充実

国・県をはじめ、商工会議所や商工会、観光協会、市民団体など、多くの関係機関・団体と連携し、都市環境の整備を推進します。

目標指標

指標項目	単位	現状 (H17)	目標 (H27)	備考
市道改良率	%	52.7	56.2	市道改良済延長／市道総延長年間5km程度の改良
上水道第8期拡張事業の進捗率	%	0.0	70.4	庄原地域
汚水処理普及率	%	56.9	63.0	処理施設整備区域内人口／総人口 現状値の10%増
地域生活交通の運行に対する満足度	%	18.8	40.0	アンケート調査で「大変満足」「満足」と回答した市民の割合
情報通信環境の整備に対する満足度	%	12.3	30.0	アンケート調査で「大変満足」「満足」と回答した市民の割合

協働の取り組み

- 美化・緑化活動への参加
- 公共交通機関の積極的な利用



地域高規格道路江府三次道路（整備中）

第3章 自然との共生で 暮らしが輝くまち（環境・基盤・定住）

3 新たな定住促進

現状と課題

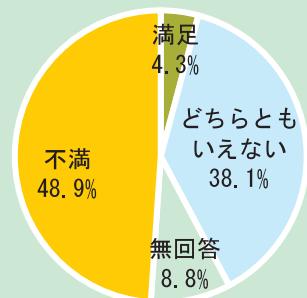
本市の人口は、高度経済成長期における若年層の流出によって著しく減少し、以後、自然動態・社会動態とも、減少傾向が続いているが、人口の減少、特に生産年齢人口や年少人口の減少は、地域活力の低下に直接的な影響を及ぼすことから、定住施策を積極的に推進し、一定人口を維持・確保することが強く求められています。

定住施策は、就業先や住宅の確保をはじめ、都市基盤や生活環境、保健や福祉、医療や教育など、すべての分野が関与する総合対策であり、本市の魅力を発揮・発信するとともに、安心・安全な環境を整備する中で“故郷に帰りたい”“庄原で暮らしたい”“子どもを産みたい”という意識を醸成し、その意識を定住や出産に結び付けるシステムが必要となっています。

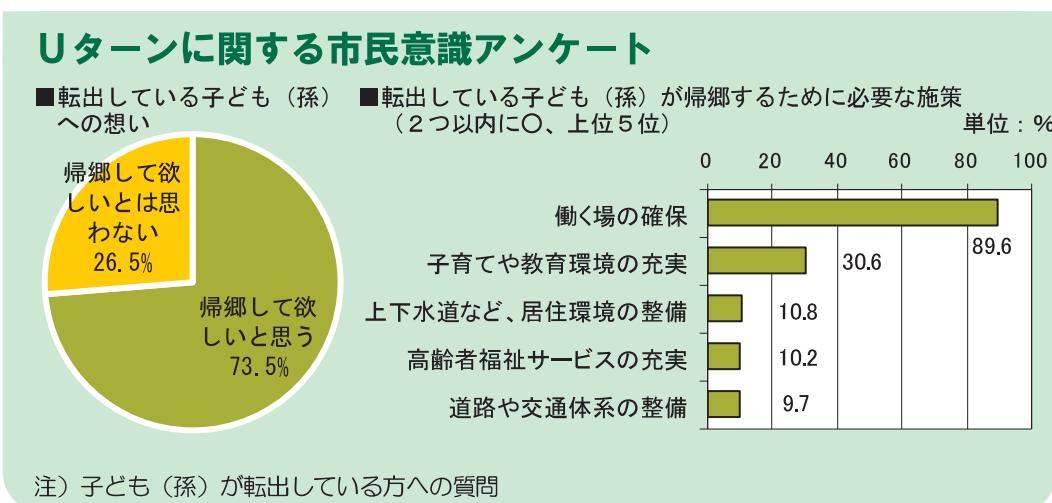
また、未婚・晩婚への意識変化や若年世代の減少に伴う「結婚しない・できない」などの現象は、地域における少子化の進行、あるいは結婚希望者や結婚を願う家族にとっても深刻な問題であり、行政責任の範囲内で、結婚を希望する男女の出会いを促進することが必要と考えられます。

市民の満足度アンケート

■若年層へのUターン支援



3 新たな定住促進



次の施策に取り組みます

1 帰郷者・新規転入者の定住を促進します



そのため

(1) 総合窓口の設置

就職情報、空き家情報をはじめ、帰郷・定住に必要な情報の収集・提供に努めるとともに、不安の解消やきめ細かい支援を行なう総合窓口を設置し、その充実に取り組みます。

(2) 働く場の確保と就職支援

企業誘致や地域産業の育成、新産業の創出や遠距離通勤への対応など、雇用機会の拡大に努めるとともに、希望や経験、技術に応じた就職支援に取り組みます。

(3) しょうばらの魅力発信

地域情報の提供や多様な生活モデルの提案、田舎暮らし体験や交流事業の展開により、庄原の姿やさとやま文化、自然の中で暮らす満足感や生産する喜びなど、本市の魅力を広く発信し、“帰りたい”“暮らしたい”という意識の醸成を図ります。

(4)組織・人材の育成

体験交流事業の実施や地域の魅力を発信する組織・人材の育成に努めます。

(5)二地域居住の推進

都市と農山村のそれぞれに生活拠点を置く「二地域居住」への志向が高まりを見せており、空き家や未使用農地等を活用することで、交流から定住への環境を整備します。

2 新規学校卒業者の定住を促進します

そのために

(1)新規学校卒業者への就職支援

就学目的で転出した本市出身者及び市内学生の定住を促進するため、卒業に際して地元企業の概要や求職状況等の情報提供、企業と学生のマッチングなど、多面的な就職支援に取り組みます。

3 定住者の結婚を支援します

そのために

(1)男女の出会いの場の設定

未婚者の結婚意識を促し、人口の維持・確保を期待する中で、男女の出会いの場の設定や情報提供など、定住者の結婚支援に取り組みます。

4 関係機関・団体との連携に努めます

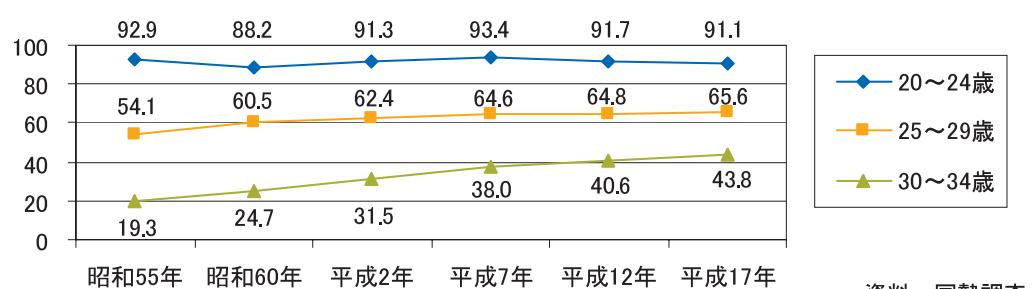
そのために

(1)関係団体・機関との連携

国・県、自治振興区、市民団体、NPO、企業等との連携により相談・対応体制を強化し、定住人口の増加、定住者の結婚支援に取り組みます。

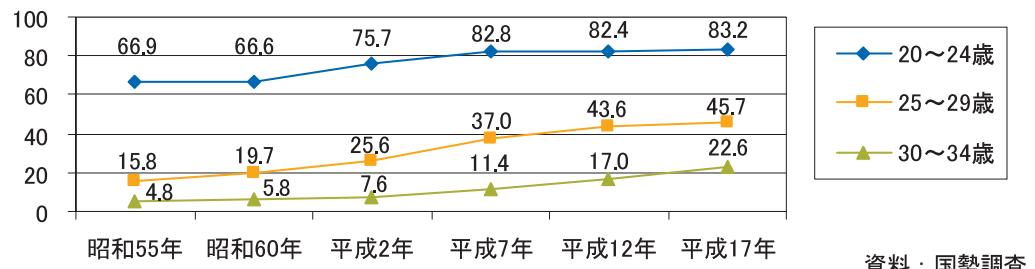
3 新たな定住促進

■ 未婚率の推移（男性）



資料：国勢調査

■ 未婚率の推移（女性）



資料：国勢調査

目標指標

指標項目	単位	現状 (H17)	目標 (H27)	備考
総人口	人	43,149	43,000	
年少人口(0～14歳)	人	4,870	4,730	目標は、総人口の11%
生産年齢人口(15～64歳)	人	22,647	23,650	目標は、総人口の55%
老人人口(65歳以上)	人	15,600	14,620	目標は、総人口の34%
高校卒業就職者の市内就職率	%	42.6	50.0	高校卒業者の市内就職者数 ／市内高校卒業者の就職者数 現状値の20%増

協働の取り組み

- 空き家や定住情報の提供
- 雇用の拡大と採用

第3章 自然との共生で 暮らしが輝くまち（環境・基盤・定住）

4 生活の安全確保

現状と課題

近年、多様化する社会情勢を象徴するかのような巧妙かつ凶悪な犯罪が報道され、特に子どもや高齢者が被害者となる事件が跡を絶ちません。

本市においても、平穏な市民生活を脅かす事件や弱者を狙った悪徳商法被害など、治安への不安が強まる中で、防犯対策の充実が求められています。

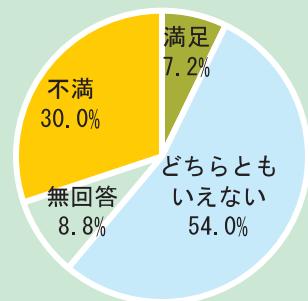
一方、県内の交通事故は、発生件数・死亡事故ともに減少傾向が見られるものの、特に高齢者が加害者・被害者となる事故が増加しており、継続的な対応が必要となっています。

消防・防災の面では、市民の生命・財産を守る崇高な使命のもとに地域消防団が結集・統合され、消火・救助活動、防火・防災啓発など、組織的・機動的な活動を行っていますが、ここ数年、記録的な豪雨や豪雪など、大規模な自然災害が発生しており、防災意識の高揚と災害発生時の迅速・適正な対応が要請されています。

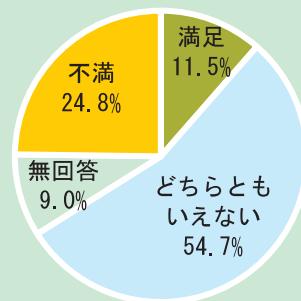
また、私たちが口にする「食」については、“安全”“安心”意識の高まりとともに、地産地消の取り組みが展開されており、減農薬・減化学肥料栽培や使用農薬・栽培履歴の表示促進をはじめ、さらに安心な食糧の生産・供給が求められています。

市民の満足度アンケート

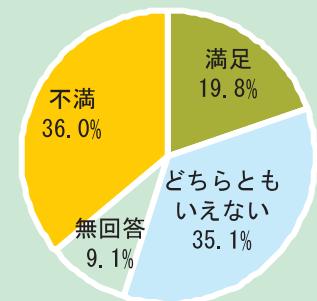
■自然災害への対策



■地域における防犯対策



■交通安全施設の整備



次の施策に取り組みます

1 防災体制を充実します



そのために

(1) 防災情報システムの確立

高度情報通信網（CATV等）の整備に合わせ、当該機器を活用した防災情報システムや災害発生時の情報提供システムを検討します。

(2) 防災・危機管理体制の強化

地域防災計画を基本とした総合的な防災体制と、職員の資質向上による危機管理体制の強化・構築を推進します。また、国民保護法の規定に基づく※国民保護計画を策定し、外部からの武力攻撃をはじめ、異常事態発生時の対応に備えます。

(3) 消防施設の維持・整備

装備更新による常備消防施設の近代化を促進するとともに、非常備消防の施設についても、消防ポンプ積載車、小型動力ポンプ等の計画的な更新及び適正な管理に努めます。

(4) 消防団員の育成・確保

消防団員の目的意識や消火技術の向上、出動時の安全確保を図るため、訓練や研修等を充実するほか、消防団活動への理解と協力を要請し、団員の確保に努めます。

(5) 治山・治水機能の維持

山林・農地・ため池・河川などの治山・治水機能を維持し、豪雨等による災害の未然防止を図るため、危険箇所の予防治山や砂防堰堤の設置、河川・ため池の整備など、防災施設の整備を計画的に促進します。

※ 国民保護計画とは、国や地方公共団体、関係機関が、武力攻撃等への対処や国民生活の安定に向けて行う措置内容などを定めた計画のこと。

2 防犯体制を充実します



そのために

(1) 生活安全相談体制の充実

市民の生活安全に関する相談体制を充実するとともに、安全活動に対する助言・指導に取り組みます。

(2) 安全・安心のまちづくり

積極的な情報提供と啓発活動によって市民の防犯意識を高めるとともに、地域・企業・関係機関等の理解・協力を得て、生活安全の環境整備と犯罪防止の地域づくりを推進します。

3 平和なまちづくりを推進します



そのために

(1) 平和貢献・平和事業の推進

本市は、平成17(2005)年に非核平和都市宣言を行っています。市民の平和意識の高揚を図り、恒久平和の願いを次代に継承するため、非核・平和講演会などの啓発事業に取り組みます。

4 交通安全施策を推進します



そのために

(1) 交通安全の意識啓発

交通事故を抑制・防止するため、交通安全教室や講習会の開催をはじめ、積極的な啓発活動を展開し、地域全体での気運醸成と市民の交通安全意識の高揚に努めます。

(2) 交通安全の施設整備

国・県道や市道などに歩道等の交通安全施設の整備を推進することで、交通事故の起こりにくい交通環境を構築します。

5 食の安全を確保します



そのために

(1) 食育の推進

市内の小中学校と連携し、農作物の栽培等を学ぶ中で、地域農業の果たす役割、食と農への理解促進を図るとともに、食に関する知識や選択力を養成する食育を推進します。

(2) 食品衛生管理の推進

農畜産物をはじめとする多様な食材を、安全・安心な商品として消費者に提供するため、管理技術の向上や減農薬・減化学肥料栽培、使用農薬や栽培履歴の表示、関係施設の衛生管理などについて、適正な助言・指導に努めます。

6 関係機関・団体との連携に努めます



そのために

(1) 協力・協働関係の維持と充実

国・県、地域、警察、消防、JA、市民団体、企業など、関係機関・団体との連携を強化し、安全環境の確保と安心のまちづくりに取り組みます。

目標指標

指標項目	単位	現状 (H17)	目標 (H27)	備考
火災発生件数(年間)	件	34	27	現状値の20%減
犯罪発生件数(年間)	件	225	180	現状値の20%減
交通事故発生件数(年間)	件	1,001	751	現状値の25%減
防犯対策に対する満足度	%	11.5	30.0	アンケート調査で「大変満足」「満足」と回答した市民の割合

協働の取り組み

- 消防団への理解と入団
- 救急講習会や防火・防災訓練への参加
- 地域安全活動の実施
- 児童生徒の通学見守り隊(交通安全・犯罪防止)の結成
- 声かけ運動の実施

基本計画

第4章

心と体の健康づくりで 命が輝くまち（保健・福祉・医療）

1 児童福祉の充実 124

2 高齢者の自立支援 129

3 障害者の自立支援 134

4 地域福祉の推進 137

5 社会保障の充実 139

6 健康づくりの推進 142

7 医療の充実 145

1 児童福祉の充実

現状と課題

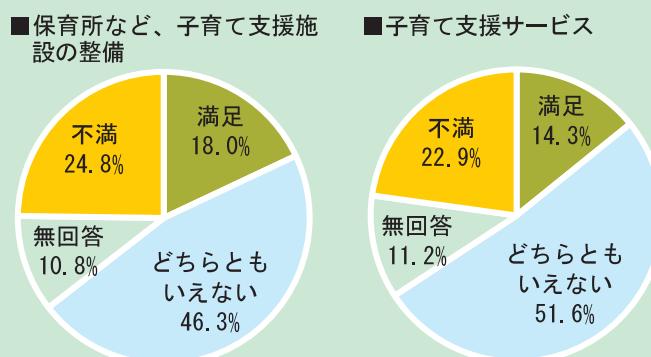
少子高齢化や核家族化の進行、働く女性の増加や生活・就労形態の多様化など、社会環境が大きく変化する中で、子育てと仕事の両立、育児不安や児童虐待といった、子どもを育て、子どもが育つ環境において、新たな課題が生まれています。

また、生活の基本となるべき家庭の力、子育て家庭への支援が期待される地域の力が失われつつあり、さらに保護者の自覚・責任感の欠如や自信喪失の事象も見受けられます。

こうした現状の中、子どもたちが安全で自由に過ごせる場所の確保をはじめ、地域の人たちと学び・遊ぶことができる多様な活動環境が求められ、また、※延長保育や※低年齢児保育、※放課後児童クラブの充実など、新たな子育て需要に対応できるサービスや機能、システムの整備が必要となっています。

一方、少子化の進行は、結婚や出産に対する個人・家族の価値観の変化が大きな要因と考えられますが、地域の労働力や活力、納税者の減少など、将来に向かって極めて深刻な問題を含んでおり、安心して子どもを産み、育てることのできる社会全体での環境づくりが急がれています。

市民の満足度アンケート



- ※ 延長保育とは、保護者の就労時間や通勤時間などに対応するために、通常の保育時間を超えて保育を行うこと。ここでは、概ね 19:30 までを想定している。
- ※ 低年齢児保育とは、0歳から2歳の乳幼児を対象とした保育のこと。
- ※ 放課後児童クラブとは、仕事などで、保護者が雇用家庭にいない児童を対象に、放課後、健全な遊びや集団生活の場を提供する事業のこと。

次の施策に取り組みます

1 計画的な施策推進に努めます



そのために

(1) 次世代育成支援行動計画の推進

次世代育成支援行動計画（スマイルこどもプラン）に沿って、総合的・計画的な子育て施策の推進に努めます。

2 施設サービスを充実します



そのために

(1) 新たな保育需要への対応

新たな保育ニーズへ対応するため、低年齢児保育や延長保育、※病後児保育や※一時保育など、市立保育所におけるサービスの充実に取り組みます。

(2) 保育内容の充実

子どもの個性を尊重する中で、能力の向上や生きる意欲の醸成、社会性・自主性を養成するため、安定した生活の展開や遊びの実践、地域との交流など、保育内容の充実に努めます。

(3) 保育施設の整備

老朽化の状況や統合予定に応じて計画的な施設整備を推進し、児童の安全確保と多様な保育サービスの提供に努めます。また、統合により廃止した施設の効果的な利用を検討します。

(4) 公設民営化の推進

市立保育所の計画的な民営化を推進し、運営経費の効率化や職員体制の充実を図ることで、低年齢児保育などの新たな保育需要に対応します。

(5) 放課後児童クラブの充実

地域の実態に応じた放課後児童クラブの充実に努め、日常、保護者が在宅していない児童へ、集団生活による安全・安心な時間と場所を提供します。

※ 病後児保育とは、病気の回復期にあって、まだ安静が必要で集団保育が困難な児童を受け入れる保育のこと。

※ 一時保育とは、保護者が通院や出産などの理由で、家庭での保育が困難となった場合、一時的に児童を保育する制度のこと。

3 地域における子育てを支援します



そのために

(1) 子育て家庭への支援

保護者が、ゆとりを持って子どもを育てることができるよう、気軽に集まって情報交換ができる場の設置や※ファミリーサポート事業の充実、利用促進など、子育て家庭を支援します。

(2) 相談体制の充実

子どもの学校や家庭での悩み、保護者の子育てに関する不安や負担などに対応するため、行政・地域・関係機関が連携した相談の体制・環境づくりに取り組むほか、インターネットや広報誌などを充実・活用し、子育て情報の効果的な提供に努めます。

(3) 子育て支援ネットワーク活動の推進

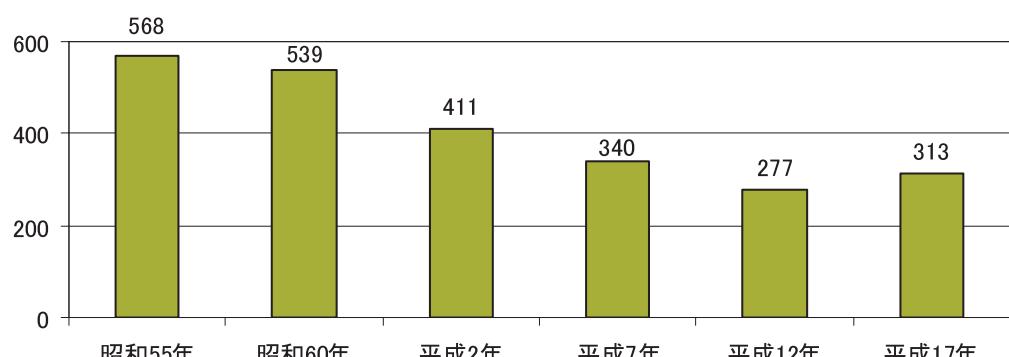
地域における支援活動の拠点施設や機能を整備・拡充とともに、地域・関係機関との連携による総合的な支援体制を構築し、子育て支援ネットワーク活動を推進します。

(4) 子育て支援の人材育成

母子保健推進員や子育て推進委員、子育てサークルやボランティア団体などの子育て支援に関する活動を促進するほか、保育士、学校教職員、子育て支援アドバイザーなど、専門的な立場で接する人材の資質向上に努めます。

■ 出生数の推移

単位：人



資料：人口動態調査

※ ファミリーサポート事業とは、「子育ての援助を受けたい人」と「子育ての援助を行いたい人」を会員として組織し、相互関係の中で子育てを支援する地域事業のこと。

4 児童の健全育成を促進します



そのために

(1) 要保護児童への対応強化

いじめや児童虐待等に対応する相談窓口を整備するとともに、関係機関との連携を強化し、予防策の推進と早期発見・早期解決に努めます。

(2) 子育ち体験活動の充実

子どもたちの社会性や自立性を養成するため、自然や文化とのふれあい、スポーツやボランティアなど、実践的な体験・活動ができる機会を創出します。

(3) 青少年健全育成体制の充実

青少年育成組織との情報共有、事業実施に取り組むほか、特色ある地域活動を促進し、青少年の健全育成に努めます。

5 子育て意識を醸成します



そのために

(1) 啓発活動の展開

地域の実情に応じた講演会やシンポジウム、イベント開催のほか、関係情報を積極的に発信し、子育てに関する保護者・地域の役割意識を醸成します。

(2) 家庭・地域における保育力の向上

乳幼児期における望ましい食習慣の定着や地域以外では得られない経験や体験など、家庭・地域の重要性について認識を深める機会を設定し、保育力の向上を促進します。

(3) 次代の親の育成

体験学習や啓発事業によって、男女が協力して家庭を築き、子どもを産み・育てることの意義や母性・父性への理解を促進し、次代の親を育成します。

1 児童福祉の充実

6 関係機関・団体との連携に努めます



そのために

(1) 協力・協働関係の維持と充実

国・県、地域、市民団体など、関係機関・団体との連携強化を図る中で、地域における子育て支援活動の充実に努めます。

また、子どもたちを取り巻く社会背景を的確に把握する中で、保育所・幼稚園・小学校・中学校・高校が連携し、発育段階に応じた適切な指導や対応ができる体制づくりを進めます。

目標指標

指標項目	単位	現状 (H17)	目標 (H27)	備考
希望保育所への入所率(年度末)	%	98.4	100.0	入所児童数／入所申請児童数
延長保育(19:30まで)の実施保育所数	施設	1	9	各地域に1所以上
病後児保育の実施保育所数	施設	0	2	
子育て支援サービスに対する満足度	%	14.3	30.0	アンケート調査で「大変満足」「満足」と回答した市民の割合

協働の取り組み

- 子どもを地域で育てる活動の実践
- 子育て支援活動への参加
- ファミリーサポート事業への登録

第4章 心と体の健康づくりで 命が輝くまち（保健・福祉・医療）

2 高齢者の自立支援

現状と課題

我が国の高齢者比率は、10年間で5.0ポイント上昇し、平成17(2005)年に19.5%(国勢調査・推計値)となり、さらに21世紀半ばには、国民の3人に1人が高齢者との予測がされています。

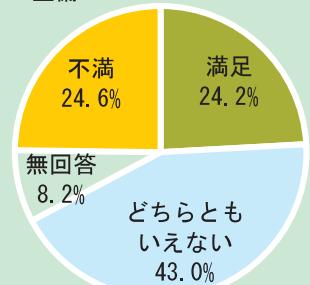
本市の高齢者比率は、平成17(2005)年に35.6%(国勢調査)に達し、20%を超えるときに引用される超高齢社会へ既に突入しており、今後も75歳以上の後期高齢者、一人暮らしや高齢者のみの世帯、寝たきり・認知症高齢者の増加が見込まれることから、全国的な視点で見ると、先進的な社会を形成していると捉えることもできます。

こうした中で、高齢者が健康で年齢を重ね、生きがいをもって日常生活を送れるよう、保健・福祉・医療・介護の総合的な支援策に加え、意欲をもって活躍・自立できる環境づくりが必要となっています。

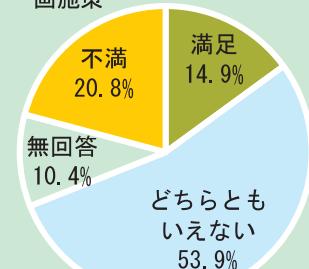
また、こうした取り組みを推進することで、農林業をはじめとする生産活動、地域活動や教育・子育て活動など、多様な分野で高齢者の知識・経験・技術を活かし、地域の担い手・リーダーとして主体的に活躍する・できる社会の実現が求められています。

市民の満足度アンケート

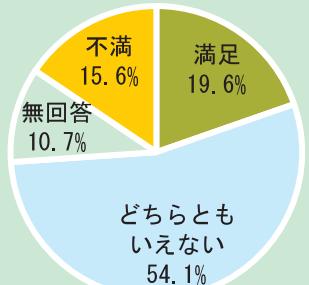
■高齢者・障害者福祉施設の整備



■高齢者の生きがい・社会参与施策



■在宅介護サービス



次の施策に取り組みます

1 計画的な施策推進に努めます



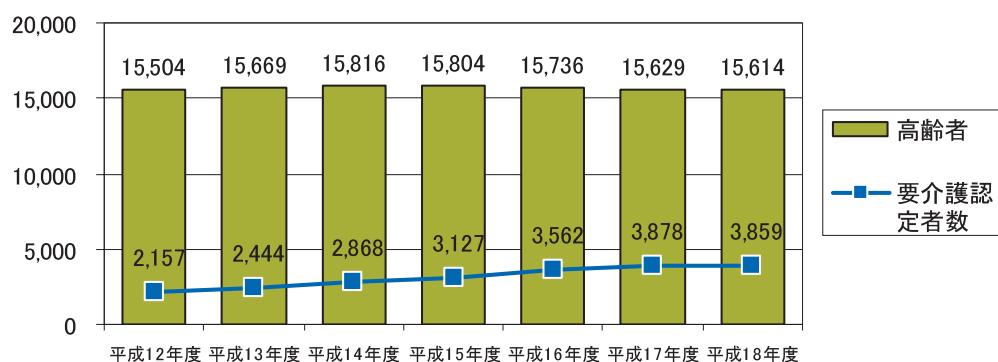
そのために

(1) 高齢者保健福祉計画・介護保健事業計画の推進

高齢者保健福祉計画・介護保健事業計画に沿って、計画的・総合的な高齢者に関する施策の推進に努めます。

■ 高齢者人口と要介護認定者率の推移

単位：人



資料：介護保険事業状況報告

注) 平成18年度は11月数値

2 活力ある自立を支援します



そのために

(1) 壮年期からの健康づくり

運動や食生活に関する保健指導体制の充実を図るとともに、健康診査への理解と受診、地域活動や健康事業などへの参加・参画を促進し、壮年期からの健康づくりに取り組みます。

(2) 介護予防の推進

健康づくり事業をはじめ、運動機能の向上、栄養・口腔指導、閉じこもり予防など、多面的な介護予防事業、元気な地域づくりを推進します。

(3) 高齢者が活躍する社会づくり

高齢者が活躍できる場所や機会、情報の創出・提供に努めるとともに、社会活動や地域活動、生産活動など、地域社会における多面的活動の担い手として、人材の発掘・育成に取り組みます。

3 自立を支える地域づくりを推進します



そのために

(1) 地域福祉・生活支援の充実

保健・福祉・医療への対応をはじめ、地域における生活に必要な支援を包括的に行う機関を設置し、高齢者の状態に応じた多様なサービスの提供に努めます。

(2) 協働の仕組みづくり

保健・福祉分野における協働の具体化を推進するため、人々が集う拠点施設の整備に加え、機関・団体のネットワーク化や関係情報の公開・共有に取り組みます。

(3) 多様な住まいの確保

生活援助を受けることが可能な居住型施設や高齢者向け市営住宅の活用、自宅改修への助成など、住み慣れた地域での生活継続を多様な形態で支援します。

(4) 安心・安全なまちづくり

相互扶助の精神に基づく地域社会を構築するため、自治振興区活動の充実、緊急通報体制の拡充、地域での見守り活動、声かけ運動などを推進します。

4 安心生活のサービス体制を整備します



そのために

(1) 介護サービス基盤の整備

地域密着型を基本とした在宅ケアサービス基盤を整備し、住み慣れた地域で生活が継続できる体制づくりと家族介護者の負担軽減に努めます。

2 高齢者の自立支援

(2) 介護サービスの質の向上

個人の要介護状態に応じた適切な※ケアプラン作成とサービス利用を促進するとともに、効果的な介護予防事業の推進、介護サービスの質の向上に努めます。

(3) 認知症への対応

医療機関との連携による早期発見・早期対応に留意するとともに、予防・理解に対する啓発活動や有効なサービス基盤の整備を推進します。

(4) 地域ケアシステムの確立

地域のケア機関や市民団体・地域活動との連携を図る中で、多様なサービスを包括的・継続的に行うシステム・体制を構築します。

5 関係機関・団体との連携に努めます



そのために

(1) 協力・協働関係の維持と充実

国・県、社会福祉協議会、自治振興区、※シルバー人材センター、市民団体など、多様な機関・団体との連携を図る中で、高齢者の自立支援に取り組みます。

目標指標

指標項目	単位	現状 (H17)	目標 (H27)	備考
元気な高齢者の割合	%	76.7	79.0	介護認定を受けていない老人人口／老人人口 現状値の3%増
シルバー人材センターの会員登録率	%	4.3	5.0	シルバー人材センター会員数／老人人口 現状値の15%増
高齢者の生きがい、社会参画施策に対する満足度	%	14.9	30.0	アンケート調査で「大変満足」「満足」と回答した市民の割合
在宅介護サービスに対する満足度	%	19.6	40.0	アンケート調査で「大変満足」「満足」と回答した市民の割合

※ ケアプランとは、利用者の心身の状況、生活環境、希望などを勘案し、利用する介護サービスの種類、内容、担当者などを定めた計画のこと。

※ シルバー人材センターとは、高齢者の生きがいと健康づくりを進めるため、経験と能力を活かせる仕事を提供し、地域発展に寄与する団体のこと。

協働の取り組み

- 高齢者の各種活動への理解と協力
- 高齢者の就労の支援
- 一人暮らし高齢者への声かけ運動の実施



介護予防事業



健康づくりグランド・ゴルフ大会

第4章 心と体の健康づくりで 命が輝くまち（保健・福祉・医療）

3 障害者の自立支援

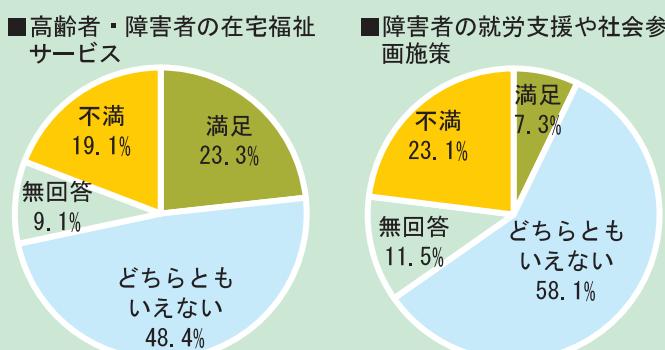
現状と課題

国は、障害者基本法や障害者自立支援法を新たに施行し、障害者の自立・社会参加の総合的な施策推進を促しています。

本市の身体障害者手帳の所持者数は3,334人、療育手帳が371人、精神障害者保健福祉手帳が157人（いずれも平成18（2006）年4月1日現在）となっていますが、手帳所持の有無にかかわらず、加齢に伴う身体機能の低下や病後回復期における日常生活への不安、さらには“引きこもり”や“自閉症”など、障害の種類や程度が複雑化し、障害者ニーズも多様なことから、すべての人が安全・安心な環境のもとで心豊かな生活を送れるよう、それぞれの障害・生活状況に対応した関係施策の充実が求められています。

また、自立の視点から捉えると、※ノーマライゼーションを基調として、障害者自身が主体的に活動へ参加し、活躍できる環境づくり、こうした環境を支える社会全体の※ユニバーサルデザインが必要となっています。

市民の満足度アンケート



次の施策に取り組みます

1 計画的な施策推進に努めます



そのために

（1）障害者プラン（仮称）の策定

障害者プランを策定し、計画的・総合的な障害者に関する施策の推進に努めます。

※ ノーマライゼーションとは、障害のある、なしに関わらず、誰もが普通に生活を送ることができると社会を実現する考え方のこと。

※ ユニバーサルデザインとは、子どもからお年寄り、男女別、障害や能力の有無等に関係なく、全ての人が使いやすい施設や製品、情報を設計する考え方のこと。

2 福祉サービスを充実します



そのために

(1) 在宅における生活支援

在宅生活の継続を基本とし、自立支援制度の充実をはじめ、地域特性を考慮した生活支援事業を展開します。

(2) 相談体制の充実

身体・知的・精神の三障害をはじめ、多様な障害に対応できる専門職員を配置し、相談支援体制の充実に努めます。

3 社会参加を促進します



そのために

(1) 障害者の就労促進

障害者の就労及び社会参加を促進するため、働きやすい環境づくりと就労先の確保に努めます。また、作業所等において働く喜び・満足感が享受できるよう、一定収入が見込める仕事の開拓・調整に取り組みます。

(2) ノーマライゼーション意識の醸成

障害者と健常者が支え合いながら暮らし、活動・活躍できる社会の構築に向け、障害に対する理解促進と市民意識の醸成に取り組みます。

(3) 地域生活の環境づくり

障害者が生きがいを持ち、地域での役割を担いながら生活できる環境づくりに努めます。

4 関係機関・団体との連携に努めます



そのために

(1) 協力・協働関係の維持と充実

国・県、地域をはじめ、保健、医療、福祉、教育、産業など、生活にかかわる関係機関・団体と連携し、障害者の自立支援、生きがいづくりを推進します。

3 障害者の自立支援

目標指標

指標項目	単位	現状 (H17)	目標 (H27)	備考
障害者施設から地域生活への移行率	%	0.0	10.0	地域生活へ移行した延人数(10年間)／障害者施設入所者数(10年間平均)
就職希望障害者の就業率 (庄原公共職業安定所 資料)	%	48.0	60.0	就業者数／(有効求職者+就業者+保留者) 現状値の25%増
高齢者・障害者の在宅福祉サービスに対する満足度	%	23.3	50.0	アンケート調査で「大変満足」「満足」と回答した市民の割合
障害者の就労支援や社会参画施策に対する満足度	%	7.3	30.0	アンケート調査で「大変満足」「満足」と回答した市民の割合

協働の取り組み

- 障害者の雇用及び作業所等での仕事提供
- 障害者の身近な活動への参加支援と協力



障害者多機能型事業所

第4章 心と体の健康づくりで 命が輝くまち（保健・福祉・医療）

4 地域福祉の推進

現状と課題

過疎化や少子高齢化が著しく進行する中で、集落の崩壊や地域を支える市民力の減退が危惧され、逆に地域福祉に対する需要と期待、関心が高まりを見せています。

また、生活形態や価値観の多様化に伴い、離れて暮らす家族への扶養意識の変化、近隣関係の疎遠化傾向など、相互扶助の暮らしが失われつつあり、特に高齢者・障害者のみの世帯については、地域生活への不安を否定できないのが現実です。

「健康で生きがいを持ち、住み慣れた地域で暮らしたい」との想いは、市民の誰もが共有しており、お互いに支え合い、助け合い、励まし合う意識を醸成し、できる人が、できることを、できるだけ行う活動を積極的に展開するなど、行政と市民・地域による協働福祉社会の実現が求められています。

次の施策に取り組みます

1 地域ぐるみの福祉活動を推進します



そのために

(1) 地域福祉体制の構築

行政と地域の情報共有、リーダー・協力者の育成をはじめ、提案・参加型の福祉活動を促進し、小集落・自治会・自治振興区における地域福祉の推進体制を構築します。

(2) 地域ネットワークの整備

地域包括支援センターを核として、社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会、地域ボランティア団体などによるネットワークを整備し、機能分担と連携に留意しながら一体的な地域活動を展開します。

(3) 地域福祉の意識醸成

学習機会の提供や情報発信、啓発活動する中で、地域福祉への理解と意欲、気運の醸成を図り、地域活動への参加と実践を促進します。

(4) 社会福祉協議会の機能強化

地域福祉の中心的役割を担う社会福祉協議会の機能強化と活動を促進し、地域福祉の拡充・増進に努めます。

2 関係機関・団体との連携に努めます



そのために

(1) 協力・協働関係の維持と充実

社会福祉協議会、自治振興区をはじめ、公的機関、市民団体、N P Oなど、諸機関・団体との連携強化によって地域福祉活動を推進し、安心なまちづくりに取り組みます。

目標指標

指標項目	単位	現状 (H17)	目標 (H27)	備考
福祉活動を行う団体数 (社会福祉協議会への登録数)	団体	42	46	現状値の10%増
福祉ボランティア登録者数 (社会福祉協議会への登録数)	人	1,127	1,240	現状値の10%増
地域住民グループ活動(小地域サロン)運営団体数	団体	95	105	現状値の10%増

協働の取り組み

○地域福祉活動への理解と参加

第4章 心と体の健康づくりで 命が輝くまち（保健・福祉・医療）

5 社会保障の充実

現状と課題

すべての人が安心を享受し、健康で暮らし続けるためには、その基礎となる社会保障制度への理解が必要です。

本市の生活保護世帯は、高齢化や核家族化の進行、年金制度の改正、精神疾患や離婚の増加など、近年の社会背景に同調するように、ひとり暮らし高齢者、ひとり親家庭を中心に増加傾向で推移しています。

また、公的保険制度については、超高齢社会の到来や特定疾患への対応、疾病構造の変化などに起因し、医療費負担の増大や介護保険給付の超過といった将来に向けた不安を生じていることから、これら制度の果たす重要な役割を踏まえ、安定的・持続的な運営が求められています。

国民年金は、少子高齢化の影響などから給付と負担の均衡が不安視されており、国は、長期・安定的な制度の確立・維持に向け、見直しに着手しています。

本市でも若年層を中心に加入・納付状況に課題があり、無年金者や低年金者の発生を防止する意味でも、年金制度への理解促進が必要となっています。

次の施策に取り組みます

1 公的扶助の適正実施に努めます



そのために

(1) 低所得者世帯の自立支援

健康で文化的な最低限度の生活を保障する生活保護制度の適正実施に努めるとともに、保護世帯・低所得者世帯の生活意欲を助長し、自立支援に取り組みます。

2 国民健康保険制度の健全運営に努めます



そのために

(1) 国民健康保険制度の持続的運営

事務処理の効率化を進めるとともに、保険税の適正賦課と収納率の向上に努め、国民健康保険制度の持続的運営を確保します。

5 社会保障の充実

(2) 保険給付の適正化

診療報酬明細書の点検強化などにより、保険給付の適正化に努めます。

3 介護保険制度の健全運営に努めます



そのために

(1) 介護保険制度の持続的運営

事務処理の効率化を進めるとともに、保険料の適正賦課と収納率の向上に努め、さらには介護予防を重視した事業内容への転換を図ることで、持続可能な介護保険制度の運営を確保します。

(2) 介護給付の適正化

給付費通知書の送付やケアプランの点検強化などにより、介護給付の適正化に努めます。

4 国民年金制度への理解を促進します



そのために

(1) 啓発活動の推進

市民の適正な年金受給権を確保するため、広報紙やホームページ、年金相談など、情報提供と啓発機会の設定に努め、国民年金制度への理解を深める中で、加入・納付を促進します。

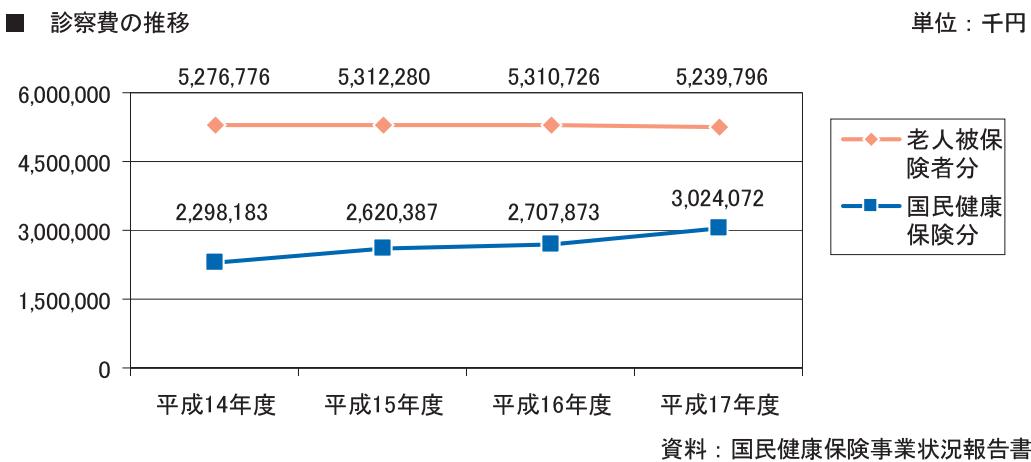
5 関係機関・団体との連携に努めます



そのために

(1) 協力・協働関係の維持と充実

国・県、社会保険事務所など、関係機関との連携を図り、社会保障制度に対する市民の理解と協力に努めます。



目標指標

指標項目	単位	現状 (H17)	目標 (H27)	備考
生活保護世帯の自立率 (年間)	%	37.5	50.0	自立ケース数／(自立選定ケース数+自立ケース数) 現状値の30%増
国民健康保険税の収納率 (現年分)	%	95.7	98.0 以上 (H18 以降)	収納額／調定額
介護保険料の収納率 (現年分)	%	99.4	現状値以上 (H18 以降)	収納額／調定額

協働の取り組み

○社会保障制度への理解の協力



庄原市立西城市民病院・西城保健福祉総合センター

第4章 心と体の健康づくりで 命が輝くまち（保健・福祉・医療）

6 健康づくりの推進

現状と課題

生活環境の向上や医療技術の進歩により、日本は、世界有数の長寿国に数えられる一方で、がん、脳卒中、心臓病などの生活習慣病が増加しており、身体機能の低下・認知症をはじめ、要介護状態に至るケースも増加しています。

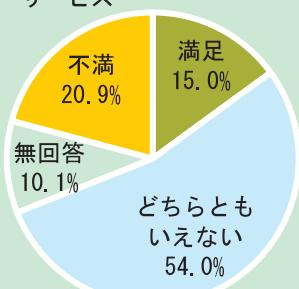
また、少子高齢化が進行する中で、医療費や福祉、介護保険など、公的サービスへの負担過重が懸念されており、これら制度の適正運営とともに、市民の健康づくりが強く求められています。

特に高齢者比率が35%を超える本市にあっては、生活習慣病への対応と高齢者の健康保持が重要な鍵を握っており、常に自らの健康状態を把握し、疾病の予防に努めなければなりません。

生まれてから生涯を終えるまで “健康でありたい・あってほしい”との願いは、すべての人々に共通するものであり、健康意識を高める中で、自らの健康づくりを考え、実践することが必要となっています。

市民の満足度アンケート

■健康維持増進のための保健サービス



次の施策に取り組みます

1 計画的な施策推進に努めます



そのために

(1) 健康づくり計画（仮称）の策定

健康づくり計画を策定し、計画的・総合的な健康づくり施策の推進に努めます。

2 健康づくり意識の高揚を図ります



そのために

(1) 健康づくり計画の情報提供

健康づくり計画の趣旨・内容を積極的に情報提供することで、市民の健康意識をはじめ、疾病対策やQOL (Quality of Life・生活の質)、生きがいづくりへの関心を高めます。

(2) 啓発事業の展開

健康づくりに関する情報発信のほか、教室や講演会、イベント開催などの啓発事業を展開し、市民意識の醸成に取り組みます。

3 保健事業を充実します



そのために

(1) 生活習慣病対策の充実

運動や食生活に関する保健指導を強化するとともに、健康診査の受診率向上に取り組み、生活習慣病の予防及び早期発見・早期治療を促進します。

(2) 母子保健事業の充実

妊産婦や乳幼児の健康維持と不安解消を図るため、妊婦健康診査を助長するほか、対象者への保健指導や相談事業の充実に努めます。

(3) 精神保健事業の充実

市民の精神的な健康を保持・増進するため、予防や相談、啓発事業に取り組みます。また、精神障害者の自立と社会参加に向け、実情に応じた支援・指導に努めます。

4 感染症対策を充実します



そのために

(1) 予防接種事業の推進

乳幼児を対象とした予防接種への理解を促進し、予防を基本とした健康づくりを推進します。

6 健康づくりの推進

(2) 発症時の体制強化

感染症が発症・発覚した場合を想定し、迅速な対応ができる体制整備と諸準備に取り組みます。

5

関係機関・団体との連携に努めます



そのために

(1) 協力・協働関係の維持と充実

国・県、医師会・歯科医師会、社会福祉協議会、栄養士会をはじめ、健康づくりや食生活などに携わる関係機関・団体と連携し、保健事業の推進と市民の健康づくりに努めます。

目標指標

指標項目	単位	現状 (H17)	目標 (H27)	備考
市民1人当たりの国民健康保険医療費(年間)	円	326,164	現状値より抑制	国民健康保険医療費(年間)／国民健康保険平均加入者数(年間)
集団検診・個別健診(人間ドック)の受診率(他で健診を受ける機会のある者を除く)	%	30.2	60.0	受診者／受診対象者 現状値の100%増
高齢者のインフルエンザ予防接種率	%	66.1	80.0	老年予防接種人口／老年人口 現状値の20%増
健康維持増進のための保健サービスに対する満足度	%	15.0	40.0	アンケート調査で「大変満足」「満足」と回答した市民の割合

協働の取り組み

- 健康づくり運動や講習会への参加
- インフルエンザ等の予防接種への理解と協力

第4章 心と体の健康づくりで 命が輝くまち（保健・福祉・医療）

7 医療の充実

現状と課題

近年、本市の医療環境は、高齢化の進行や疾病構造の変化、制度改正などに伴って大きく変動し、加えて市民ニーズも多様化・高度化しています。

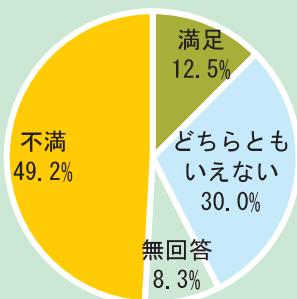
市内の医療施設として、平成18(2006)年3月末現在、病院6、診療所36、歯科診療所19施設が所在し、合計・776床が整備されていますが、社会的・地理的条件により、27箇所の※無医集落も点在しております、安心感をもって生活できる医療体制の確保・整備が求められています。

特に、全国的な特定科目的医師不足や医師研修制度の変更に起因し、平成17(2005)年4月以降、出産医療の休止状態が続いており、地域で子どもを産み育てる環境を取り戻すことが、緊急の課題となっています。

また、今後の医療は、一般的な健康診断や保健・福祉サービスの状況などを含め、日々の健康状態を把握した身近な「かかりつけ医」による初期診療（プライマリー・ケア）を受け、状態に応じて適切な専門病院の紹介を受ける形態への転換が見込まれており、地域における保健・福祉・介護との連携強化と総合的な医療サービスの充実により、健康で心豊かに生活できる環境の構築が必要となっています。

市民の満足度アンケート

■医療機関の整備と医療体制



※ (ここでいう)無医集落とは、集落の中心から半径4km以内に医療機関がない地区のこと。

次の施策に取り組みます

1 医療体制を充実します



そのために

(1) 高度医療への対応強化

総合病院における高度医療・専門医療に対応するため、専門医師の確保や医療システムの整備、各種機器の導入を促進します。

(2) 医療ネットワークの構築

医療サービスの充実・向上を図るため、かかりつけ医（一次医療）と二次医療機関とのネットワーク化及び病診連携の促進に努めます。

(3) 救急医療体制の維持

在宅当番医による初期救急医療、庄原赤十字病院と西城市民病院での重症救急医療、庄原赤十字病院での小児救急医療への対応体制を維持するとともに、その充実に取り組みます。

(4) 地域医療の確保

地域診療所の維持・確保に努めるとともに、地域生活バスの運行及び^{*}訪問看護ステーションの活用に取り組みます。

(5) 災害時医療体制の確立

大規模災害の発生に備え、庄原赤十字病院を中心とする応急医療体制を確立します。

(6) 医師・看護師の確保

産婦人科医・小児科医をはじめ、医療ニーズに対応できる医師・看護師を確保するため、医療機関等との情報交換や関係先への要望に努めるほか、独自の確保制度についても検討します。

(7) 西城市民病院の健全経営

地域医療を担う市民病院の役割に留意する中で、健全経営を前提に、^{*}慢性期医療を中心とした特色ある病院づくりを推進します。

* 訪問看護ステーションとは、住み慣れた家で安心して療養生活が送れるよう、かかりつけ医師の指示のもと、看護師等が家庭を訪問し看護サービスを提供すること。

* 慢性期医療とは、生命の危険は少ないものの、持続した不健康な状態に対応する医療のこと。

2 関係機関・団体との連携に努めます



そのために

(1) 関係機関との連携

国・県、医師会をはじめ、関係機関・団体との連携を維持し、保健・医療・福祉・介護の総合的なサービス提供に努めます。

目標指標

指標項目	単位	現状 (H17)	目標 (H27)	備考
医師1人当たりの人口	人	532 (H16)	500	総人口／医師数（歯科医師を除く）
かかりつけ医を決めている市民の割合	%	—	80.0	アンケート調査で把握
医療機関の整備と医療体制に対する満足度	%	12.5	30.0	アンケート調査で「大変満足」「満足」と回答した市民の割合

協働の取り組み

- 疾病の早期発見、早期治療



庄原赤十字病院

基本計画

第5章

ふるさとを愛する心で 人が輝くまち（教育・文化）

1 新しい時代の学校教育の創造 150

2 生涯学習の充実 154

3 地域文化の振興と継承 157

4 スポーツの振興 160

5 交流事業の推進 162

第5章 ふるさとを愛する心で 人が輝くまち（教育・文化）

1 新しい時代の学校教育の創造

現状と課題

社会変動の中で、週5日制の導入や少子化に伴う学校統合、三世代同居の減少や事故・犯罪への懸念など、本市の子どもたちが学び・動き・育つ環境も変化を続けています。

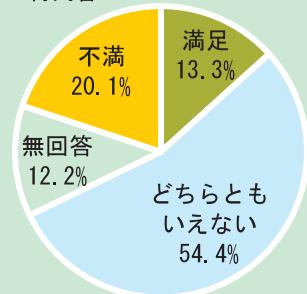
こうした中にあって、地域や日本の未来を担う子どもたちには、自ら課題を見つけ、学び、考え、行動する能力、さらには自律や協調の意識、たくましく成長するための健康や体力など、「生きる力」を身に付けることが求められています。

また、かつての地域には、里山を走り回り、近隣の大人と笑顔で話す子どもたちと、子どもに体験や技術を伝え、ときに叱る大人たちの姿があり、家庭においても、食習慣やあいさつ、家族を思いやる心などを教える力がありました。

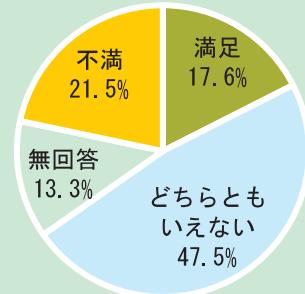
今、こうした地域や家庭における教育力の低下も懸念されており、子どもたちの視野・能力を広げ、社会の変化に対応できる“豊かな人間性”と“郷土を愛する心”を培うため、学校教育の原点である「知・徳・体」のバランスある育成に留意するとともに、学校・地域・家庭が一体となった教育環境の充実が必要となっています。

市民の満足度アンケート

■小学校・中学校における教育内容



■小学校・中学校の施設整備



次の施策に取り組みます

1 創造性豊かな人材を育成します



そのために

(1) 基礎基本の定着・向上

学力水準の維持・向上を図るため、基礎学力や学習状況を把握・分析し、学習

指導の成果と課題を検証するとともに、教職員の実践的な教科指導力の強化に努めます。

また、健康や体力の増進に向けた学校体育の充実、「食育」の推進に取り組みます。

(2) 特色ある学校づくり

地域の教育力を効果的に取り入れた参加型・提言型の学校づくりに向け、「総合的な学習の時間」の内容充実など、個性を生かす教育を実践します。

(3) *特別支援教育の充実

校内の支援体制や市内の巡回相談体制を整備するとともに、研修・研究及び状況把握と指導に留意し、特別支援教育の充実に努めます。

(4) キャリア教育の推進

職場訪問や職場体験等の体験学習を充実し、自立意欲や職業の選択能力、人間関係の形成や自己の存在意識を高めるキャリア教育を推進します。

(5) 情報教育の充実

情報教育の体制を確立し、児童・生徒の情報活用能力の向上に努めます。また、学校ホームページ等の充実によって、地域・家庭への情報発信を推進します。

(6) 環境教育の推進

人材や施設、自然環境など、地域の多様な資源を活用し、実情に応じた特色ある環境教育を推進します。

(7) 国際理解教育の推進

外国语指導助手の配置や各種の交流事業等により、国際理解教育を推進します。また、小学校での英語教育研修を充実し、児童のコミュニケーション能力の向上に努めます。

(8) 県立広島大学との連携

身近に所在する利点を生かし、「大学」という上級学校への理解を深めるとともに、バイオ技術や環境分野など、専門的な研究成果に触れる機会を設定し、学習意欲の向上に取り組みます。

※ 特別支援教育とは、これまでの障害児教育の対象障害（視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱等）に、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥／多動性障害）、高機能自閉症を含め、障害のある児童生徒一人ひとりのニーズを把握し、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うこと。

2 心豊かな人材を育成します



そのために

(1) 地域・家庭の教育力の活用

「さとやま」の自然や景色、人々の営みなど、地域の特徴を再認識する中で、自然探訪や職場体験、伝行事やボランティア活動への参加を促進し、地域・家庭の力による教育を推進します。

(2) 道徳教育の推進

拠点となる小・中学校を指定し、指定校での授業や研究、成果を共有する中で、道徳教育の充実と道徳的実践力の育成に取り組みます。

(3) 生徒指導の充実

教育相談の体制整備に加え、非行防止教室の充実や積極的な指導・助言により、住み良い社会を築く一人として、その自覚と規範意識の醸成に努めます。

3 教育基盤を充実します



そのために

(1) 学校教育推進体制の確立

校長を中心とした各学校の教育推進組織を整備するとともに、マネジメントサイクルを基本とした「学校経営計画」を策定し、計画の進行管理と適切な指導・助言に努めます。

(2) 教職員の資質・指導力の向上

広島県教育委員会が示した「教職員に期待される役割と具体的な行動例」に準じ、組織的・計画的な研修体制と内容の充実に取り組みます。

また、研究テーマごとに学校をグループ化し、研究・研修成果の共有と交流によって、教職員の資質・指導力の向上を進めます。

(3) 公開と評価の学校経営

教育環境の動向や実態等を踏まえて、各学校の経営ビジョン・経営目標を設定し、保護者や地域への開示と研究成果の公開を行うとともに、学校評価委員会等を中心に組織的な評価を実施します。

(4) 安全な教育環境の確保

耐震調査の結果に基づき、改修が必要な施設について、計画的な耐震補強を進めます。また、通学路の状況把握や警察との連携、不審者・変質者による被害防止策の強化などにより、安全・安心な教育環境の確保に努めます。

(5) 小中学校の適正配置

集団生活への適応力など、小規模学校において懸念される課題に対応し、より良い教育環境の中で児童・生徒の社会性や協調性、豊かな心を培うため、適正規模への学校再配置に取り組みます。また、校舎等の有効活用について検討します。

4

関係機関・団体との連携に努めます



そのために

(1) 協力・協働関係の維持と充実

国・県、保育所、幼稚園、高校及び地域等と連携し、幼児教育から小・中・高等学校までの見通しを持った教育を推進します。

目標指標

指標項目	単位	現状 (H17)	目標 (H27)	備考
児童生徒の基礎学力調査の※通過率	%	小学校 国語 81.2 小学校 算数 86.9 中学校 国語 72.1 中学校 数学 69.5 中学校 英語 74.0	85.0 88.0 80.0 80.0 80.0	広島県「基礎・基本」定着状況調査
児童生徒の体力・運動能力が全国平均以上の種目の割合	%	小学校 50.0 中学校 44.0	69.0 69.0	体力・運動能力調査
小中学校施設の耐震化率	%	小学校 91.9 中学校 37.5	100.0 100.0	耐震補強の必要がない施設数(校舎・屋内運動場)／総施設数

協働の取り組み

- 「食・睡眠」等の基本的な生活習慣の推進
- キャリア教育への理解と協力
- 学校教育活動への参加と協力

※ 通過率とは、正答者数を調査対象者数で割った百分率のこと。

第5章 ふるさとを愛する心で 人が輝くまち（教育・文化）

2 生涯学習の充実

注) 生涯学習とは、人々が生涯にわたり行うあらゆる学習活動のことですが、ここでは、文化・スポーツ分野を除く内容について整理し、方針を示します。

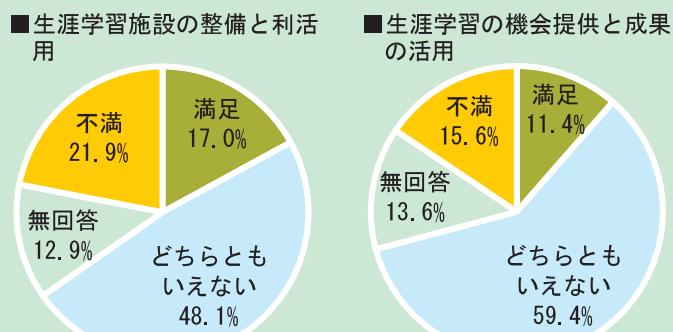
現状と課題

近年、ライフスタイルの変化や余暇時間の増加を背景として、自己実現や生きがいづくりなど、生涯学習に対するニーズも多様化、高度化しており、需要に対応した学習内容・学習機会の提供が必要となっています。

一方では、人口の減少や少子高齢化の進行、高度情報化の進展など、地域生活を取り巻く環境も変動しており、知識や技術を習得するまでの学習、その機会を提供するまでの施策から、学び蓄積された技能や経験、学習成果を、地域活動や人づくりに活かす・活かせるシステムの構築が求められています。

また、さまざまな人権問題が依然として存在していることから、市民的権利の保障という人権問題の本質にたって、すべての人々の人権が尊重される社会の構築に向け、学習・啓発に取り組む必要があります。

市民の満足度アンケート



次の施策に取り組みます

1 学習活動を推進します



そのために

(1) 学習施設の有効利用

市民会館や図書館、集会施設など、学習施設の有効活用及び利用促進に取り組み、市民ニーズへの効果的・効率的な対応をはじめ、誰でも、いつでも、どこでも学べる環境の整備に努めます。

(2) 学習機会の拡充

高齢者の社会参加や青少年の自立促進、住民主体の地域づくりや地域教育力の向上など、新たな学習需要を的確に把握し、ニーズに応じた学習内容や学習機会の設定、情報の提供に努めます。

(3) 高齢者の社会参加の促進

高齢者の力が求められる地域実情の中で、高齢者が参加しやすい学習機会を設定し、学ぶ意欲の醸成と社会参加を促進します。

(4) 世代間交流の促進

多様な地域活動の中で世代間交流を促進し、お互いの生活観や価値観を認め、理解することで、地域の一体感を醸成します。

2 学習成果を活かす環境を整備します



そのために

(1) 意識醸成と環境整備

学習成果を地域活動や日常生活、自己実現に活かす意識を醸成するとともに、その機会や場所、方法の提供・助言など、成果活用の環境整備に取り組みます。

(2) 人材バンクの整備と活用

各分野における知識・技術の習得者、経験者などを把握・登録し、学習会等での講師・助言者として招聘することで、学習成果の活用を促進します。

3 人権教育を推進します



そのために

(1) 啓発・学習活動の推進

すべての人が支え合い、差別や偏見のない明るい社会を実現するため、人権学習会をはじめ、地域が一体となった啓発・学習活動を推進し、市民意識の醸成に努めます。

また、リーダー研修会等による人材の育成と教材・資料の充実に取り組みます。

2 生涯学習の充実

4

関係機関・団体との連携に努めます



そのために

(1) 協力・協働関係の維持と充実

国・県や自治振興区、N P O、社会教育団体など、多様な機関・団体との連携を促進し、社会教育活動の活性化と生涯学習の充実に努めます。

目標指標

指標項目	単位	現状 (H17)	目標 (H27)	備考
生涯学習関連教室等への市民参加率(年間)	%	9.0	11.0	参加者延数／総人口 現状値の20%増
市民講師の登録者数	人	191	250	現状値の30%増
市民1名当たりの図書貸出冊数	冊	1.9	2.3	図書貸出冊数／総人口 現状値の20%増
生涯学習施設の整備と利活用に対する満足度	%	17.0	40.0	アンケート調査で「大変満足」「満足」と回答した市民の割合
生涯学習の機会提供と成果の活用に対する満足度	%	11.4	30.0	アンケート調査で「大変満足」「満足」と回答した市民の割合

協働の取り組み

- 学習活動への参加
- 人材バンクへの登録

第5章 ふるさとを愛する心で 人が輝くまち（教育・文化）

3 地域文化の振興と継承

現状と課題

本市は、広大な区域と雄大な自然環境を有し、日本神話の伝承地である比婆連峰、考古学で注目される帝釈峠をはじめ、深い歴史と先人の営みの中から「財産」と呼ぶべき貴重な地域文化を育んできました。

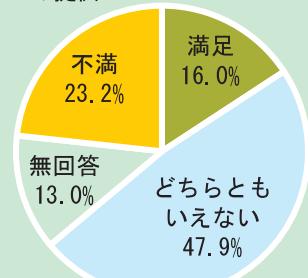
指定文化財も230件を数え、特筆すべき国の財産として、重要無形民俗文化財の「比婆荒神神楽」・「塩原の大山供養田植」、重要文化財の「円通寺本堂」・「荒木家住宅」・「堀江家住宅」・「日吉神社・赤糸威鎧兜」、史跡の「寄倉岩陰遺跡」、名勝の「帝釈川の谷」、特別天然記念物の「オオサンショウウオ」、天然記念物の「船佐/山内 逆断層帶」・「雄橋」・「比婆山のブナ純林」・「熊野の大トチ」が指定されています。

文化財は、市民の歴史的な共有財産であることから、適切な保護・保存と有効な利活用が求められ、さらに学術的な価値が見込まれる未開発遺跡の調査も必要となっています。

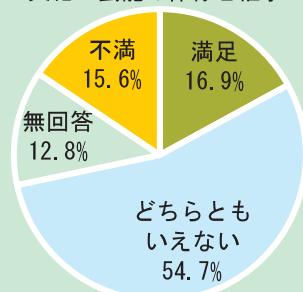
また、歴史ある地域文化を継承するとともに、市民の芸術・文化活動を促進することで、今を生きる私たちの“証し”^{あか} 誇り “として「新たな文化」を創造することも、大切な取り組みとなっています。

市民の満足度アンケート

■芸術・文化活動や鑑賞機会の提供



■文化財の保護・活用や伝統文化・芸能の保存と継承



3 地域文化の振興と継承

次の施策に取り組みます

1 芸術・文化活動を振興します



そのために

(1) 芸術・文化意識の高揚

優れた芸術・文化を広く市民に提供する機会を設定し、市民意識の高揚を図るとともに、関係団体の活動促進に努めます。

(2) 芸術・文化活動のネットワーク

芸術・文化の拠点施設である市民会館・田園文化センターを中心として、活動情報の共有とネットワークを推進する中で、参加機会の拡大と活動促進に取り組みます。

2 文化資源を保存・活用します



そのために

(1) 文化財の保護と活用

所有者・地元団体等が管理する文化財に関し、状況に応じた支援を行うことで、当該文化財の適正管理に努めます。

また、案内板や説明版などの整備、未指定文化財の調査・研究に取り組むとともに、見て・触れて・感じる機会を設定し、交流資源や観光資源としての文化財活用を推進します。

(2) 伝統文化・伝統芸能の保存と継承

国指定無形民俗文化財の定期開催を支援するとともに、県指定「比婆斎庭神樂」「比和供養田植」「西城神弓祭」じんきゆうさいの保存と公開に努めます。

また、伝統文化・伝統芸能を次代に承継するため、指定文化財の保存伝承調査や未指定文化財の発掘、「子ども文化伝承教室」などに取り組みます。

3 地域文化を継承します



そのために

(1) 文化伝承者の育成

各地域にさまざまな形で存在する個性的な歴史・文化を、地域の財産として末永く継承し、また、貴重な資源として活用するため、その伝承者となり得る市民の確保・育成に努めます。

4 関係機関・団体との連携に努めます



そのために

(1) 協力・協働関係の維持と充実

国・県、自治振興区、文化協会など、関係機関・市民団体との連携を強化し、地域文化の振興に取り組みます。

目標指標

指標項目	単位	現状 (H17)	目標 (H27)	備考
文化協会加盟団体の主催事業等への参加者数(年間)	人	4,600	5,000	現状値の10%増
博物館・歴史民俗資料館等への入館者数(年間)	人	92,279	101,000	現状値の10%増
里山名人(仮称)の登録者数	人	15	70	文化財等の知識・経験を有する人材
文化財の保護・活用、伝統文化・芸能の保存と継承に対する満足度	%	16.9	40.0	

協働の取り組み

- 地域の伝統、文化活動への理解と協力
- 文化芸術サークル、ボランティア団体等への参加
- 文化財調査への理解と協力

第5章 ふるさとを愛する心で 人が輝くまち（教育・文化）

4 スポーツの振興

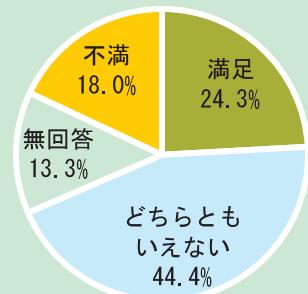
現状と課題

生活形態や価値観の多様化、生活利便性の向上の中で、日常的に体を動かす機会が減少し、運動不足を感じる人が増えています。

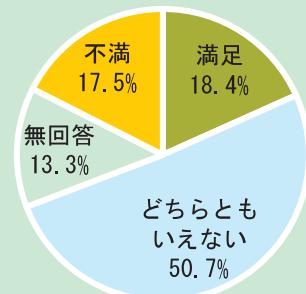
また、子どもたちの体力低下や運動を「する子ども」と「しない子ども」の二極化、中高齢者の体力増進・生きがいづくりなど、子どもの健全育成と健康志向の高まりを背景としてスポーツの重要性が再認識されており、市民意識の醸成と環境整備、継続的な実践活動によって、生涯スポーツ社会を実現することが要請されています。

市民の満足度アンケート

■スポーツ施設の整備



■スポーツの振興・普及



次の施策に取り組みます

1 スポーツを振興します



そのために

(1) 地域スポーツの振興

市民の体力及び健康の増進、生きがいづくりや交流促進に向け、総合型地域スポーツクラブの普及をはじめ、誰でも、いつでも、どこでもスポーツに親しめる環境づくりを推進し、体力、能力、志向、年齢、地域特性等を考慮した地域スポーツの振興に努めます。

(2) 競技スポーツの振興

競技スポーツの振興を図るため、体育協会やスポーツ少年団の育成、競技者の確保・拡大に努めるほか、学校クラブ活動の充実やハイレベルな大会の実施などに取り組みます。

(3) 各種スポーツイベントの開催

トップアスリート等を招聘してのスポーツ教室や各種スポーツ大会の開催により、市民の活動意識を醸成します。

(4) スポーツ施設の利用促進

体育館やグランド、競技場、プールをはじめ、各種スポーツ施設のサービス向上と適正管理、利用促進に努めます。

2 関係機関・団体との連携に努めます



そのために

(1) 協力・協働関係の維持と充実

国・県をはじめ、地域、社会教育団体、市民スポーツクラブ、体育協会やスポーツ少年団など、関係諸機関・団体との連携を強化する中で、スポーツ活動の活性化とその環境づくりを推進します。

目標指標

指標項目	単位	現状 (H17)	目標 (H27)	備考
スポーツ教室への参加率(年間)	%	6.0	8.0	スポーツ教室参加者実数／総人口 現状値の30%増
スポーツ施設の整備に対する満足度	%	24.3	50.0	アンケート調査で「大変満足」「満足」と回答した市民の割合
スポーツの振興、普及に対する満足度	%	18.4	40.0	アンケート調査で「大変満足」「満足」と回答した市民の割合

協働の取り組み

- スポーツ教室、イベント等への参加と協力
- スポーツリーダーバンク制度への登録

第5章 ふるさとを愛する心で 人が輝くまち（教育・文化）

5 交流事業の推進

現状と課題

近年、国際交流や地域間交流などへの関心・意識が高まりを見せており、対象も個人、団体、地域、企業といった幅広い形態・分野に及んでいます。

本市は、旧庄原市と中国四川省綿陽市との間で平成2(1990)年9月に締結された「経済技術友好協力協定」を継続し、国際友好都市としての交流を行っています。

また、県内友好都市交流として、口和地域と旧安芸津町（現東広島市）、高野地域と旧木江町（現大崎上島町）の関係を継続し、これら交流によって人材育成や地域活性化が図られています。

一方、国際交流の前段として、国際化の進展が指摘され、平成18(2006)年6月末現在、本市に居住する外国人は10カ国・298人で、その数は増加傾向を示しています。

居住形態も短期滞在型から長期滞在・定住型へと移行していることから、言語の違いから生じる課題へ適切に対応できる体制を整備するとともに、外国人を地域に受け入れることで「多文化共生社会」の実現をめざす必要があります。

次の施策に取り組みます

1 各種交流を推進します



そのために

(1) 国際化への対応

国際化の進展に対応するため、日本語教室の開設や相談窓口の充実を図るほか、啓発活動や外国語教育を推進し、市民の国際理解に努めます。

(2) 国際交流の促進

国際交流協会や日中親善協会へ参画する中で、交流機会や交流情報を提供し、市民の国際感覚の養成と交流活動の促進に努めます。

(3) 友好都市交流の推進

国際友好都市（中国四川省綿陽市）との交流については、青少年・政府間の相互訪問を継続するとともに、多様な形態での市民交流を促進し、国際化社会に対応できる人材の育成に努めます。

県内友好都市（旧安芸津町・旧木江町）との交流については、該当地域の市民活動を支援する中で、地域の活性化と豊かな心の育成を促進します。

(4) 地域間交流の促進

地域活性化や地域への愛着・誇りの再認識を期待する中で、市民や地域、学校、団体、企業等による地域間交流や学校交流、都市農村交流などを促進します。

2 関係機関・団体との連携に努めます



そのために

(1) 協力・協働関係の維持と充実

国際交流協会や日中親善協会をはじめとする市民団体、学校や企業など、関係機関・団体との連携の中で、国際化への対応と多様な交流事業を推進します。

目標指標

指標項目	単位	現状 (H17)	目標 (H27)	備考
外国籍市民の交流事業への参加率 (年間)	%	20.3	30.0	参加者実数／外国籍市民総数 現状値の50%増
国際交流事業への参加率(年間) (しょうばら国際交流協会主催事業)	%	2.1	3.0	参加者延数／総人口 現状値の50%増

協働の取り組み

- 国際交流活動への参加
- 多文化共生社会への理解と協力



中国四川省綿陽市との友好都市交流

